

行政院及所屬各機關出國報告
(出國類別：實習)

日本競爭法主管機關對於當前全球經濟不景氣所致
企業併購風潮之規範與管制策略之研究

服務機關：行政院公平交易委員會
出國人員：葉科長添福
 鄭科長家麟
 張科員心怡
 劉科員錦智
出國地區：日本東京
出國期間：91年11月4日至11月23日
報告日期：92年2月7日

E11/c09200616

系統識別號:C09200616

公 務 出 國 報 告 提 要

頁數: 28 含附件: 是

報告名稱:

日本競爭法主管機關對於當前全球經濟不景氣所致企業併購風潮之規範與
管制策略之研究

主辦機關:

行政院公平交易委員會

聯絡人／電話:

張心怡／23517588#451

出國人員:

葉添福	行政院公平交易委員會	第三處	科長
鄭家麟	行政院公平交易委員會	第一處	科長
張心怡	行政院公平交易委員會	企劃處	科員
劉錦智	行政院公平交易委員會	第二處	科員

出國類別: 實習

出國地區: 日本

出國期間: 民國 91 年 11 月 04 日 - 民國 91 年 11 月 23 日

報告日期: 民國 92 年 02 月 07 日

分類號/目: E11／公平、消費 /

關鍵詞: 結合,獨占禁止法,日本公平交易委員會,不景氣

內容摘要: 受到國際景氣與購併風潮之影響，企業兼併風潮逐漸地由國外吹向國內，台灣企業為搶攻市場或是鞏固市場占有率，會積極尋求與他事業透過各種方式之結合，以調整結構因應全球競爭時代之來臨，維持國際競爭力。因不景氣之結合動機，與一般企業於經濟繁榮時，為競爭目的所自發之結合，顯然有所不同，我國競爭法主管機關－行政院公平交易委員會面對當前國際競爭因素以及經濟環境，亟須建立一套合理可行並符合國際潮流之結合管制機制，以肆應此一經濟局勢之變化。隨著日本經濟情勢的轉變，對於結合管制已漸漸放寬，主要是因為日本大財閥的影響力不像從前那麼大，除在平成6年(1994年)擴大簡易申報書樣式的適用範圍，以及平成9年(1997年)商法修訂而有簡易合併作業手續，以減輕當事公司負擔外，日本公平交易委員會在競爭法上並無特別措施因應，只是強調會在現有法律規定下落實執行競爭法，以促進市場之透明度及可預測性，讓企業能在市場上公平競爭。就結合規範之背景而言，台灣雖未若日本存有舊財閥及現代企業集團等經濟力集中之現象，惟在解除管制潮流趨勢下，兩國之競爭法均朝向放寬管制之方向運作，台灣之市場結構畢竟有別於日本，針對淺盤式之台灣市場結構，如何於放寬結合管制之實務運作下，兼顧防止台灣市場出現經濟力集中之弊端，將為本會當前應予重視之課題。另在日本法之參考方面，本法第6條雖訂有相關持股事業之定義，有無必要參酌日本法制定相關適用原則，似有檢討之必要。此外，日本公平會對於結合規範訂有事前相談制度(事前諮詢)，亦有討論之餘地。

本文電子檔已上傳至出國報告資訊網

日本競爭法主管機關對於當前全球經濟不景氣所致
企業併購風潮之規範與管制策略之研究

摘要

受到國際景氣與購併風潮之影響，企業兼併風潮逐漸地由國外吹向國內，台灣企業為搶攻市場或是鞏固市場占有率，會積極尋求與他事業透過各種方式之結合，以調整結構因應全球競爭時代之來臨，維持國際競爭力。因不景氣之結合動機，與一般企業於經濟繁榮時，為競爭目的所自發之結合，顯然有所不同，我國競爭法主管機關一行政院公平交易委員會面對當前國際競爭因素以及經濟環境，亟須建立一套合理可行並符合國際潮流之結合管制機制，以因應此一經濟局勢之變化。隨著日本經濟情勢的轉變，對於結合管制已漸漸放寬，主要是因為日本大財閥的影響力不像從前那麼大，除在平成 6 年(1994 年)擴大簡易申報書樣式的適用範圍，以及平成 9 年(1997 年)商法修訂而有簡易合併作業手續，以減輕當事公司負擔外，日本公平交易委員會在競爭法上並無特別措施因應，只是強調會在現有法律規定下落實執行競爭法，以促進市場之透明度及可預測性，讓企業能在市場上公平競爭。就結合規範之背景而言，台灣雖未若日本存有舊財閥及現代企業集團等經濟力集中之現象，惟在解除管制潮流趨下，兩國之競爭法均朝向放寬管制之方向運作，台灣之市場結構畢竟有別於日本，針對淺盤式之台灣市場結構，如何於放寬結合管制之實務運作下，兼顧防止台灣市場出現經濟力集中之弊端，將為本會當前應予重視之課題。另在日本法之參考方面，本法第 6 條雖訂有相關持股事業之定義，有無必要參酌日本法制定相關適用原則，似有檢討之必要。此外，日本公平會對於結合規範訂有事前相談制度(事前諮詢)，亦有討論之餘地。

目錄

壹、前言 -----	1
貳、結合的定義及類型 -----	3
一、結合的定義 -----	3
二、結合的類型 -----	3
參、日本公平交易委員會與獨占禁止法 -----	4
一、日本公平交易委員會簡介 -----	4
二、獨占禁止法制定之背景 -----	4
肆、獨占禁止法有關企業結合之規範 -----	6
一、結合規範概述 -----	6
二、一般集中規範 -----	6
三、市場集中規範 -----	11
四、企業結合之審查流程 -----	25
伍、結論 -----	27

壹、前言

台灣過去由於產業發展及社會背景之差異，企業間之合併風氣不盛，邇來因受到國際景氣與購併風潮之影響，企業兼併風潮逐漸地由國外吹向國內，且有愈演愈烈之勢。此風潮之起，源自近幾年來全球經濟之快速發展，在面對經濟全球化、自由化之競爭趨勢下，台灣企業為搶攻市場或是鞏固市場占有率，國際化腳步加快，積極尋求與他事業透過各種方式之結合，以調整結構因應全球競爭時代之來臨，維持其國際競爭力。

現階段我國經濟環境正處於快速變化期，舉凡全球經濟之整合、知識產業興起、經濟全球化及自由化等經濟因素，莫不挑戰國內產業與經濟之成長。且於二十一世紀初，不論是在世界或在亞洲，台灣的競爭地位均將面臨三方面的夾擊，在高附加價值的領域中已有日本、歐美等國家居於領先地位；在中間領域中的比較優勢結構又與韓國相似，而在低附加價值領域中又面臨了來自其他亞洲國家及中國大陸等迎頭趕上之壓力。值此企業國際化與競爭白熱化之發展趨勢下，台灣企業為保持並增加國際之競爭力，必須促使企業追求產業之「規模經濟」，以肆應國際競爭之挑戰。而企業為達成規模經濟，最速之捷徑即尋求與他事業結合，藉由組織或經營型態之共同組成同一經濟體，以強化優勢之競爭力。

此外，台灣近年來經濟成長率持續下滑，企業經營者缺乏信心，紛紛出走，國內失業率屢創新高，企業呈現負成長。值此不景氣之際，特定產業之主管機關紛紛協助事業進行結合（如銀行業），並修法放寬事業結合法令之管制（如金融控股公司法），此舉亦將促成另一波結合風潮。惟此種結合動機與一般企業於經濟繁榮時，為競爭目的所自發之結合，顯然有所不同。我國競爭法主管機關於面對此一快速變化之經濟局勢下，其執法策略與因應之道如何，值得觀察。

公平交易法（本文以下均簡稱公平法）之立法目的，在於維護交

易秩序與消費者利益，確保公平競爭，促進經濟之安定與繁榮。易言之，公平法即在建立一套公平合理的遊戲規則，使所有事業均能在公平的基礎上自由競爭，以提高事業的經營效率，促進整體經濟資源的合理分配，進而增進全民的福祉。因此，面對當前國內外全球化、自由化、民營化，以及產業結構快速轉變之趨勢，競爭法主管機關必須不斷調整市場交易的遊戲規則，讓新興產業或管制產業足以容納更多競爭的市場結構，並去除不必要的進入障礙，使所有事業均能在公平的基礎上自由競爭，才能提高事業的經營效率，促進整體經濟資源的合理分配，進而維持經濟的穩定與繁榮，並保護消費者的權益。

尤其隨著企業發展全球化，我國經濟日益國際化、自由化，國際間將不可避免地面對競爭法之個案及課題。我國公平法之主管機關—行政院公平交易會（以下均簡稱公平會）於面對當前國際競爭因素以及經濟環境下，身負創造企業公平競爭環境之使命，其首要之務，亟須建立一套合理可行並符合國際潮流之結合管制機制，以肆應此一經濟局勢之變化。因此鑑於日本自 1990 年代經濟泡沫化後，已長達十多年的經濟不景氣，爰此，特別赴日針對日本競爭法主管機關對於企業結合之規範與管制策略進行研修。本次赴日研修課程如附件一。

貳、結合的定義及類型

一、結合的定義

企業結合，可分為狹義與廣義二種意義。前者係指一般商法所稱之合併，包括吸收合併及創設合併。後者係指除包括前者外，企業間只要存在有控制、統一管理或控制的統一管理之關係者，皆可稱企業結合，也就是凡一企業企圖以合併或其他方式，取得另一或一以上企業之股票、財產等一部分或全部、與他事業共同經營或委託經營、直接或間接控制他企業之業務經營或人事任免者，均屬企業之結合，競爭法的結合概念屬後者。

二、結合的類型

(一)水平結合

同一地理市場內，同一產品，在同一產銷階段的企業之結合，例如，同一區域市場內，兩家從事製造汽車廠商的合併。

(二)垂直結合

同一地理市場，同一產品，在不同產銷階段的企業之結合。例如，同一區域市場內，汽車製造廠商與汽車經銷商之結合。

(三)複合結合

非屬同一地理市場，或非同一產品的企業之結合，例如，汽車製造廠商與食品製造廠商之結合。

參、日本公平交易委員會與獨占禁止法

一、日本公平交易委員會簡介

日本中央省廳在 2001 年 1 月 6 日進行組織重整，減縮為一府十二省廳，詳細組織圖如圖一。

日本競爭法主管機關為公平交易委員會，為執行「獨占禁止法」及補充獨占禁止法的「下請法」及「景品表示法」之二個特別法的行政機關，現隸屬於總務省之下，未來擬編入內閣府，以提升其獨立地位。日本公平交易委員會設有委員長及委員四人，由內閣總理大臣提名年滿三十五歲，具法律、經濟學識經驗者，經兩議院同意後任用，並獨立行使職權。依據獨占禁止法第 27 條之 2 規定，日本公平會所掌業務包括：

- (一) 關於私的獨占之規範。
- (二) 關於不公平交易限制之規範。
- (三) 關於不公平交易方法之規範。
- (四) 關於獨占狀態之規範。
- (五) 關於與所掌事務有關之國際合作事項。
- (六) 其他依法律所賦予之事務。

日本公平交易委員會組織圖如附件二，其中結合案件之審理是由經濟取引局下的企業結合課負責。

二、獨占禁止法制定之背景

第二次世界大戰前，日本經濟集中在大財閥及卡特爾組織，這股力量強化國家的統治，並因而造就日本軍國主義。戰後，為免日本軍閥死灰復燃，在美方壓力下，日本於 1945 年通過「經濟民主化政策」，奠定爾後實施獨占禁止法之基礎。

隨後，日本實施解散財閥、排除經濟集中與分散具有市場控制力之團體等措施，在美國指導下，以美國反托拉斯法為藍本，制定獨占

禁止法，於 1947 年 7 月 20 日正式實施，其正式名稱為「關於禁止私的獨占及確保公平交易之法律」。

肆、獨占禁止法有關企業結合之規範

一、結合規範概述

在獨占禁止法第四章中，訂有合併、營業轉讓、持股等企業結合規範的相關規定。設立此類企業結合規範的目的，在於防止事業支配力過於集中、創造或形成缺乏競爭的市場，進而維持、促進市場公平、自由之競爭；與禁止私有壟斷、不當的交易限制與不公平的交易方式等相關規定，並列為獨占禁止法中具有重要功能的規定。企業結合規範依照規範的形態與內容，可分為：

- (一)防止事業支配力過度集中之規定，其內容包括限制事業支配力過度集中之公司的設立（第 9 條），以及限制從事銀行業或保險業的公司保有表決權（第 11 條）。
- (二)限制「可能對特定領域之競爭形成實質限制」之公司持股（第 10 條）、高階幹部兼任（第 13 條）、公司以外者之持股（第 14 條）、合併（第 15 條）、分割（第 15 條之 2）、營業轉讓（第 16 條）之相關規定。

前者稱為「一般集中規範」，後者則稱為「市場集中規範」。

二、一般集中規範

(一)一般集中規範的宗旨

一般集中規範的主要目的，在於防止企業集團在國家整體經濟中的經濟力過度集中，並建構完備的競爭基礎，使市場機制能夠充分運作。隨著大規模企業集團的形成，會發生綜合性事業能力差距的擴大、協調關係的形成，或波及其他相關市場、相互交易、排他性交易關係的形成等情況，導致業者投入市場的自由受到阻礙，或選擇客戶與設定交易條件等自有且自主性的事業活動受到制約，抑或是以價格、品質、服務等為主的公平競爭受到妨礙，使市場機制無法充分運作等情況，均可能導致競爭過程發生弊端。為避免上述情況，一般集

中規範超越個別市場競爭限制的問題，限定企業集團規模之上限，並針對容易對競爭產生不良影響的結合進行規範。

(二)一般集中規範的變遷

1. 1947 至 1997 年

1947 年制定的獨占禁止法，針對一般集中事項進行嚴格的規範，例如禁止設立純控股公司、禁止金融公司持有其競爭公司的股份、禁止金融公司持有其他公司已發行股票 5% 以上的股份等。

之後經過數次的修訂後，在 1949 年，放寬了原則上禁止控股公司的規定；1953 年進一步放寬了限制控股公司的規定、並刪除了禁止金融公司持有其競爭公司股份的規定，而金融公司持股比率限制，也從 5% 放寬為 10%。

1977 年追加增訂第 9 條之 2，除針對可能成為企業集團核心的綜合商社等大規模公司，透過設定其持股比例的限制，防止事業支配力過度集中，以避免企業相互結合或形成企業集團外，除保險公司外，也將金融公司的持股比率限制，由 10% 降至 5%。

之後又於 1997 年，針對獨占禁止法制定以來、全面禁止設立或轉化為純控股公司的第 9 條進行修訂，將規定改為禁止事業支配力過度集中的控股公司之設立。

2. 1997 年第 9 條之修訂

(1) 修訂理由

自 1947 年獨占禁止法制定，至 1997 年第 9 條修訂的 50 年間，日本持續禁止設立或轉化為控股公司。其理由為：

a. 歷史背景因素：日本在第二次世界大戰以前，以財閥為中心的企業結合，主要透過控股公司集中事業支配力，並以持有旗下事業公司股份的方式，形成並維繫強力的聯合企業，為了避免這種情況再度出現，因而於獨占禁止法中禁止設立控股公司。

b. 控股公司的功能，在於控制其他公司的事業活動，因此從控股公司

的特性而言，較容易成為集中經濟力的手段。

c.為了避免以控股公司為核心的企業集團，形成所謂的「關係企業」，必須防止市場與交易慣例的封閉與不透明，因此必須確保市場的開放性與透明度。

針對以上幾點理由，以現今日本經濟環境重新檢視後，已有以下的考量：

a.在「歷史背景因素」方面，目前已不太可能再度出現如同二次大戰前的財閥。

b.在「控股公司的特性」與「確保市場的開放性與透明度」方面，以日本的經濟現況而言，若全面容許控股公司這種容易成為集中經濟力手段的公司形態，控股公司就會成為統籌大規模企業集團與「關係企業」的經濟實體，如此一來，透過持股的方式，企業間的關係恐將更為強固。

在此情況下，為因應國際競爭、推動日本經濟結構的改革，並促進業界的商業活動，在不違反獨占禁止法目的的範圍內，決定解除控股公司的禁令。隨後透過 1997 年的修法中，將第 9 條中全面禁止控股公司成立的規定，改為禁止事業支配力過度集中之控股公司之設立。

(2)事業支配力過度集中定義

是否屬於「事業支配力過度集中」，應根據控股公司集團的資產總額、子公司與實質子公司所屬的事業領域、資產總額、市場佔有率與市場排名等，進行判斷。具體來說，可將屬於「事業支配力過度集中」、且依第 9 條規定禁止其設立的控股公司集團，分為以下三種類型：

a. 第一類型

第一類型稱為舊財閥型，即控股公司集團規模龐大（集團資產總額超過 15 兆日圓），且於 5 個以上的主要事業領域（原則上以日本標

準產業分類 3 位數分類中，營收超過 6000 億日圓的業種為主，且其間須各不相關聯)，分別擁有大規模的公司（單獨資產總額超過 3000 億日圓的公司）。此一類型主要用於規範 6 大企業集團的主要從屬公司歸屬於單一控股公司的旗下，或形成規模相當的控股公司集團。

b. 第二類型

第二類型稱為大規模金融機構持股型，即擁有大規模金融公司（單獨資產總額超過 15 兆日圓的金融公司），以及金融或經營與金融密切相關業務之公司以外的大規模公司（單獨資產總額超過 3000 億日圓之公司）。此一類型主要用於規範以大規模金融公司為核心的巨大企業集團之形成。

c. 第三類型

第三類型稱為有影響力之相互關聯企業持股型，即在相當數量（原則上為 5 以上，且其間須有關聯性）之主要事業領域（原則上係指日本標準產業分類 3 位數分類中，營收超過 6000 億日圓的業種）中，分別擁有具有影響力的公司（營收佔有率 10% 以上，或排名前三位的公司）。

此一類型主要用於規範較可能發生市場封閉性等問題的企業之形成。

3. 2002 年之修訂

在 1997 年的獨占禁止法修正案附則第 5 條中，同時規定該修正案施行 5 年後，從防止事業支配力過度集中的觀點而言，應針對控股公司的範圍、大規模公司持股總額限制的股票範圍等進行檢討，並於必要時採取相關措施。而在一般集中規範的修訂方面，2001 年 3 月 30 日內閣會議決定的『規範改革推動 3 年計畫』中，也決定於 2001 年度結束前得出結論，並於 2002 年度結束前採取必要的措施。在此情況下，日本公平交易委員會於 2001 年 2 月起，舉行獨占禁止法研討會，針對一般集中規範的必要性與今後走向等進行檢討。

2001年10月，該研討會發表「獨占禁止法研討會報告書」公佈檢討結果，並針對一般集中規範做出以下的結論：「雖然日本特有的經濟現況已產生變化，但以現階段而言，仍無法以市場集中規範等取代一般集中規範。而目前雖然仍然無法否定一般集中規範之主旨，不過可以針對現行各條文進行修訂」。

在參酌「獨占禁止法研討會報告書」中的建言與相關方面的意見後，日本政府內部因而研擬出獨占禁止法部份修正案，後內閣會議於2002年3月5日，於國會提出獨占禁止法部份修正案。經過國會審議結果，獨占禁止法修正案於2002年5月29日修正公佈。此次一般集中規範相關修正內容的要點為以下三項：

- (1)第9條之2（大規模公司持股總額限制）的廢止
- (2)第9條（事業支配力過度集中規範）之整備
- (3)第11條（金融公司之表決權保有限制）對象範圍之縮減

以下僅就第9條及第9條之2有關控股公司及公司持股之規定相關修正情形整理如表一。

表一 一般集中規範之修訂對照表(第9條及第9條之2)

條文	第9條 〔控股公司之設立等限制〕	第9條之2 〔大規模公司持股限制〕
條文規定	禁止事業支配力過度集中之控股公司之設立等	一律禁止持有超過下列兩者金額中較高者之其他公司股份 <ul style="list-style-type: none">•自有資本額(350億日圓以上)•自有淨資產總額(1400億日圓以上)
2002年5月修法後	繼續、維持	廢止

修正部分	<p>1. 規範的對象由「控股公司」改為「公司」，禁止透過持有其他公司股份而使事業支配力過度集中之公司的設立，也禁止其他公司（包含外商轉化為此類公司）。</p> <p>2. 第3類型中針對「有影響力之公司」的定義由「在相關事業領域市場占有率達10%以上，或營收位居業界前三位之公司」，改為「在相關事業領域市場占有率10%以上的公司」。</p> <p>3. 於條文中追加判斷第3類型中的「公司影響力程度」之考量因素。</p>	
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

三、市場集中規範

(一) 市場集中規範的宗旨

獨占禁止法第4章中規定，取得或持有公司股份（第10條）、兼任高階幹部（第13條）、公司以外者持股（第14條），以及公司合併（第15條）、分割（第15條之2）或營業轉讓（第16條），不得於特定交易領域對競爭形成實質上的限制，亦禁止以不公平的交易方式進行企業結合。被禁止的企業結合內容，基於第17條之2之規定，設有排

除措施。這些規定的主要目的，在於規範兩家以上的企業透過持股、合併等方式、部份或完全結合，形成、維持、強化共同進行事業活動之關係，進而對市場競爭產生影響之行為。因此，即使複數的企業間相互持股或兼任高階幹部，只要仍持續維持獨立的競爭單位，各自推展其事業活動；或是其結合關係屬於單純的組織變更等情況，由於幾乎不會對市場競爭產生影響，因此不會被列為禁止的對象。

(二) 會對競爭產生影響的企業結合類型

1. 持股

(1) 公司的持股

公司透過持有其他公司的股份，而於持股的公司（以下稱「持股公司」）與被持股的公司（以下稱「股票發行公司」）間，形成、維持、強化其結合關係之情況如下：

- a. 持股比率超過 50% 之情況。若於股票發行公司設立時，同時取得該公司所有已發行股票之情況，則不屬於會對競爭產生影響之企業結合。
- b. 持股比率超過 25%，且為單一最大股東之情況。
- c. 如為上述情況之外，持股比率超過 10%，且股東排名在前三位以內時，則應考量以下所列事項，判斷是否會形成、維持或強化結合關係。
 - (a) 持股比率的程度。
 - (b) 股東排名、股東間持股比率的差距、股東分散的狀況與其他股東相互間之關係。
 - (c) 當事公司之間的關係，如股票發行公司是否持有持股公司之股份等。
 - (d) 單方當事公司的高階幹部或員工，是否兼任他方當事公司的高階幹部。
 - (e) 當事公司間的交易關係（包括融資關係）。

- (f)當事公司間有無業務合作、技術支援及其他合約、協定等關係。
- (g)已與當事公司形成結合關係之公司之上述(a)～(f)事項。
- (h)若為合資公司，則應考量當事公司間的交易關係、業務合作與其他的合約關係，判斷是否屬於會對競爭產生影響之企業結合。

(2) 公司以外者之持股

所謂「公司以外者」，係指不屬於商法中規定之股份公司、互助公司、有限公司、聯名公司、合資公司及外國公司者，不論其是否為業者。具體來說，主要包括財團法人、社團法人、特殊法人、地方公共團體、金庫、公會、個人等，所有得持有股份者。

(3) 結合關係的範圍

當事公司（者）透過持股，形成、維持、強化結合關係時，包括已與各當事公司（者）形成結合關係之公司，亦將形成、維持、強化其結合關係。

2. 高階幹部之兼任

(1) 高階幹部的範圍

所謂「高階幹部」，獨占禁止法第2條第3項中之定義如下：「理事、董事、執行業務之無限責任社員、監事、監查人或得視為前述職務者，亦或負責人、總公司或分公司之營業主持人。」

(2) 因高階幹部兼任而產生的結合關係

公司的高階幹部或員工，透過兼任其他任一公司的高階幹部，而於兼任當事公司間，形成、維持、強化結合關係之情況如下。

- a. 在兼任當事公司中，其他的當事公司之高階幹部或員工，占單一公司高階幹部總數過半的情況。
- b. 兼任的高階幹部在雙方公司都具有代表權之情況。
- c. 前述以外的情況，則應考量以下事項、進行判斷。

- (a) 是否由專職或具有代表權的董事兼任。
- (b) 在兼任當事公司中，其他當事公司之高階幹部或員工，占單一公司高階幹部總數之比例。
- (c) 兼任當事公司間的持股狀況。
- (d) 兼任當事公司間的交易關係（包括融資關係）、業務合作等關係。

不過，以下情況原則上不會形成、維持或強化結合關係。

- a 僅由無代表權者兼任，且其他當事公司之高階幹部或員工，在任一兼任當事公司高階幹部總數中的占有比重，低於 10 % 的情況。
- b 在持股比率 10% 以下的公司間，僅由非專職董事兼任，且其他當事公司之高階幹部或員工，在任一兼任當事公司高階幹部總數中的占有比重，均低於 25% 的情況。

(3) 結合關係的範圍

當事公司間透過上述高階幹部兼任方式，形成、維持、強化結合關係時，則已與各當事公司（者）形成結合關係之公司，也將形成、維持、強化其結合關係。

3. 合併

由於合併時，複數公司將整合成為單一法人，因此當事公司間將形成最強固的結合關係。透過持股或高階幹部兼任形成一定程度的結合關係，雖然可能對競爭產生影響，但其結合關係並未必十分強固，不一定會發生問題；但若透過合併強化結合關係，則可能衍生問題。

根據獨占禁止法第 15 條規定，決定合併的公司，其中一個公司其總資產額超過政令所定金額逾 100 億日圓之範圍內且其中任何其中之一的公司其總資產金額超過政令所定之金額逾 10 億日圓之範圍內時，依公平交易委員會之規則，應事先將關於合併之計畫陳報公平

交易委員會。

不過，以下所述情況，並不會形成、強化結合關係，因此並不屬於應觀察其對於競爭之影響的企業結合。

(1)母子公司：一方持有另一方已發行股票比率超過 50% 之間之合併。

(2)兄弟公司：兩家公司 50% 以上的已發行股票，分別由同一家公司持有之間之合併。

(3)欲將聯名公司、合資公司或有限公司之組織變更為股份公司；股份公司之組織變更為有限公司；聯名公司之組織變更為合資公司；或合資公司之組織變更為聯名公司時，所進行的合併。

(4)股份公司以變更其已發行股票面額之每股金額為目的，所進行的合併。

4.分割

為配合日本商法的部分修正，獨占禁止法增加 15 條之 2 對於公司分割的規定，分割分為共同新設分割及吸收分割兩種，若有下列情形，須向公平會提出申報：

(1)共同新設分割

- a. 總資產額合計超過 100 億日圓的全部被繼承公司與總資產額合計超過 10 億日圓的全部被繼承公司新設分割情形。
- b. 總資產額合計超過 100 億日圓的全部被繼承公司與營業額超過 10 億日圓的重要部分被繼承公司之新設分割情形。
- c. 年度營業額超過 100 億日圓的重要部分被繼承公司與總資產額合計超過 10 億日圓全部被繼承公司之新設分割情形。
- d. 年度營業額超過 100 億日圓的重要部分被繼承公司與年度營業額超過 10 億日圓的重要部分被繼承公司之新設分割情形。

(2)吸收分割

- a. 總資產額合計超過 100 億日圓的全部被繼承公司與總資產額合計

超過 10 億日圓的營業繼承公司的吸收分割。

- b. 年度營業額超過 100 億日圓重要部分被繼承公司與總資產合計超過 10 億日圓的營業繼承公司之吸收分割。
- c. 總資產額合計超過 10 億日圓之全部被繼承公司和總資產額合計超過 100 億日圓的營業繼承公司之吸收分割。
- d. 年度營業額超過超過 10 億日圓的重要部分被繼承公司和總資產額合計超過 100 億日圓之營業繼承公司之吸收分割。

5. 营業轉讓等

營業完全轉讓時，從轉讓公司的事業活動與受讓公司合而為一的觀點而言，其對於競爭產生的影響與合併類似；不過由於轉讓後，轉讓公司與受讓公司之間已無關連，因此只需將焦點放在新加入受讓公司的轉讓對象部份。營業重要部份之轉讓，與營業固定資產之轉讓等情況亦同。

此外，關於受讓對象部份，已與受讓公司形成結合關係之公司，也將形成、維持、強化其結合關係。

在營業重要部份及營業固定資產重要部份之轉讓中，所謂的「重要部份」，係指對於轉讓公司重要之部份，而非對於受讓公司重要之部份；且該轉讓部份必須具有可以單一營業單位發揮功能之形態，同時從轉讓公司營業現況而言，必須具有客觀之價值。因此，是否屬於「重要部份」，應依據被轉讓的業務在市場中的實際狀況判斷；不過，若轉讓對象部份相關之年營收，在轉讓公司之總年營收中之占有比重不及 5%，且與轉讓對象部份相關的年營收在 1 億日圓以下之情況，通常不會被認定為「重要部份」。

以下所述情況，並不會形成、強化結合關係，因此不屬於應觀察其對於競爭之影響的企業結合。

- (1) 母子公司（一方持有另一方已發行股票比率超過 50% 之情況）
間之營業或營業資產的轉讓。

(2) 兄弟公司(兩家公司50%以上的已發行股票，分別為同一家公司持有之情況)間之營業轉讓。

(2) 以100%出資之方式，將事業獨立為子公司，而進行之營業轉讓。

(三) 合併、分割及營業受讓之結合類型之受理情形

根據日本公平交易委員會統計，平成13年(2001年)之合併、分割及營業受讓之結合類型之受理情形如附件三：

1. 總資產額別合併申報之受理件數。
2. 總資產額別共同新設分割申報受理件數。
3. 總資產額別吸收分割申報受理件數。
4. 總資產額別營業受讓等申報受理件數。
5. 平成13年度(2001年)依業種別申報受理情形。

(四) 特定之交易領域

「特定之交易領域」，也就是所謂的市場，應將其範圍劃分為上節所提之企業結合方式，形成、維持、強化結合關係之所有公司(以下稱「當事公司集團」)之事業活動所及之市場，判斷其對該企業結合之市場競爭的影響程度。

以下為劃分特定交易領域時之判斷基準。

1. 劃分特定交易領域之基本觀點

劃分特定交易領域時，應根據交易對象商品或勞務、交易地區(地理範圍)、交易階段、特定交易之對方等觀點為之，因此首先應針對當事公司集團從事之所有事業，列舉交易對象商品與勞務，再一一劃分其地理範圍。

在此情況下，當事公司集團交易對象之範圍，以及對該交易之對方而言，可能成為交易競爭對象之業者之範圍，為劃分商品、勞務、地理範圍之基準。

此外，根據交易的實際情況，特定交易領域可能在某一商品範圍

(或地理範圍)中成立，同時又在較廣泛(或狹隘)的商品範圍(或地理範圍)中成立，也就是可能出現多重成立的情況。

2.商品或勞務

與商品或勞務相關之特定交易領域，應分別針對與對象商品或勞務具有相同功能或效用的同類商品或勞務，進行劃分。

如當事公司集團為商品的供應方，應依據對於購買該項商品的使用者而言，其功能、效用是否相同、以及有何種商品屬於相同用途的商品等，進行判斷。此時所謂的使用者，係指身為當事公司集團事業活動對象的客戶，如為生產財之廠商，則為從事將相關商品加工、製造為另一件商品者；如為消費財之廠商，則為一般消費者；如為流通業者，則為處於次一流通階段之業者。此外，也可能依據供應商品所需之設備是否相同，來進行判斷。

3.交易的區域(地理範圍)

特定交易領域的地理範圍，在根據前述劃分的商品・勞務方面，應依據當事公司集團與其交易對象的事業活動之實際情況，進行劃分。

此時應考量以下因素：商品的特性(商品的鮮度、是否容易破損、運輸的困難程度等)、運輸方式與費用之間的關係、如為供給方，則須另行考量生產能力、銷售網路等事業區域；如為需求方，則須另行考量消費者詢價、比價的範圍。

即使當事公司的事業範圍及於海外，但由於受到獨占禁止法保障之競爭，僅限於日本國內之競爭，因此應以其日本國內客戶之事業活動範圍為中心。

因此，當事公司集團如為商品之供應方，則劃分交易領域時，不會涵蓋其海外的出口客戶。

(五)可能對競爭形成實質限制之情況

1.「可能會對競爭形成實質限制」之解釋

(1)「對競爭形成實質限制」之觀點

在判例〔針對東寶股份公司及其他一名之案件（1953年12月7日）東京高等法院判決〕中，針對「對競爭形成實質限制」之觀點如下：「所謂的對競爭形成實質限制，係指競爭程度降低，特定業者或業者集團在某種程度上，透過以其意志自由控制價格、品質、數量與其他各項條件之方式，形成可對市場進行操控之狀態」。

(2)「可能」之觀點

在獨占禁止法第4章的各項規定中，禁止「可能」會對特定交易領域之競爭產生實質限制的企業結合，這裡所說的「可能」，意指不必然、但很容易就會出現對競爭形成實質限制的情況。因此，當因企業結合導致市場結構轉變為非競爭性，且當事公司單獨或透過與其他公司協調之行動，在某種程度上很容易便可自由操控價格、品質、數量與其他各項條件時，便可能會對特定領域之競爭產生實質限制，而必須加以禁止。

2.具體的判斷要素

(1)當事公司的地位

a.市場占有率

(a) 市場占有率为反映公司在市場中地位的基本指標。如企業結合後，當事公司的市場占有率過高、或企業結合後市場占有率增加的比率過高，亦或與競爭者之間的市場占有率差異過大時，則該企業結合便會對競爭產生很大的影響。此外，此處所說的市場占有率，應根據當事公司集團中各公司的合計市場占有率進行判斷。

(b) 如當事公司集團為商品製造銷售業，則其市場占有率为在特定交易領域銷售數量（如該商品不適合以數量計算，如商品之間的價差過高，或商業慣例上均以價格金額計算供貨業績等情況，則以銷售金額為計算基準。）中之占有比重。

- (c) 而在當事公司集團之生產能力占有率、出口比率或自行消費之比重方面，由於當事公司可隨時因應市場需求，立刻將剩餘產能、出口貨物或自行消費之貨物，於日本國內市場進行銷售、擴大市場占有率，因此此類情況也必須考量在內。
- (d) 計算因企業結合造成的市場占有率變化時，基本上應以當事公司集團中各公司近期的合計市場占有率為準。計算時，如最近的銷售數量、營收變化、消費者的喜好之變化等，可能使該企業結合後的市場占有率產生很大的變動時，則應將上述情況亦列入考量，判斷是否會對競爭產生影響。
- (e) 日本公平交易委員會於計算市場占有率時，最常使用的參數是生產量，次為銷售值，另亦可以產能估計。概算公式如下：
市場占有率=(當事公司總生產量-當事公司輸出數量)÷(國內總生產量+總輸入數量-總輸出數量)

b. 順位排名

當事公司集團的市場占有率順位排名高，及企業結合後順位會大幅提升時，該企業結合便會對於競爭產生很大的影響。日本公平會針對結合審查之評估時，對於集中度指標，較多是使用 CRn 指標，較少適用 HHI 指標。

c. 當事公司間過去的競爭情況等

若當事公司間過去的競爭十分激烈，或當事公司的行動會使市場競爭活絡，帶動市場整體價格下降、品質提升、產品種類增加時，即使當事公司集團的市場占有率或順位排名不高，但在企業結合後，上述情況將不復見時，對競爭也會產生很大的影響。

(2) 市場之狀況

a. 競爭者的數量與集中程度

當特定交易領域中的競爭者數量較少時，相關企業結合便會對於競爭產生很大的影響。特別是競爭者的數量減少，也就是轉

變為寡占市場時，例如排名前 3 位的公司累計市場占有率超過 70% 時，競爭者間很容易進行彼此協調的行為，這一點也必須列入考量。

另一方面，若市場中有市場占有率與企業結合後之當事公司集團相當的競爭者，可能會成為阻礙當事公司市場操控能力之形成或強化的原因。

市場中具有影響力的競爭者之存在，會成為阻礙市場操控能力形成、強化的原因，還是會成為彼此間協調、聯合的誘因，應參酌該特定交易領域過去的競爭狀況，特別是市場占有率與價格的變動情況，進行檢討。

b. 投入市場

除了考量投入市場的門檻，如法律制度上是否針對投入該特定交易領域有所規範、投入市場最低所需的資金規模、地理條件、技術條件、原物料採購條件、銷售方面的條件等之外，也必須參酌是否有業者不須大幅更動生產設備，即可供應該項商品，以及外國業者投入日本國內市場的可能性等因素。

在投入市場的門檻高低方面，應考量競爭者的交替、數量的增減等變動情況，以及排名前 3 位的公司之合計市場占有率等因素後，進行判斷。

如企業結合的當事公司中的一方，為另一方當事公司所屬市場的潛在競爭者時，企業結合後，等於消除了其中一方當事公司投入新市場的可能性，這一點也必須列入考量。

c. 進口

如市場中有針對日本國內使用者的進口產品，除了計算其日本市場占有率外，也應針對進口相關狀況，如進口量的變化、進口產品在價格、品質等各方面的競爭力、海外大廠投入市場的可

能性、出口國的供需平衡等，進行綜合性的評估。如進口的壓力能充分作用，即使企業結合後市場占有率提升，但對競爭形成限制的疑慮並不高。

d. 交易關係之封閉性、排他性

如具有交易關係的公司間進行企業結合，結果造成當事公司的競爭者之大客戶或採購對象流失，亦或與前述對象之交易機會流失時，該項企業結合便會對特定交易領域的競爭產生影響。

例如，設備機器製造業者與其使用者之公司進行企業結合時，便可能造成過去針對該使用者公司銷售設備機器的其他設備機器製造業者，與客戶交易的機會被剝奪；而過去向該設備機器製造業者購買產品的其他使用者公司，與供應商之交易機會也可能被剝奪；此外，過去沒有交易經驗的設備機器製造業者或使用者公司，與前述廠商之交易機會，同樣也可能被剝奪。也就是說，透過該項企業結合行為，事實上該項企業結合的當事公司間之交易市場已被封閉，不僅當事公司的競爭者較難找到客戶或供應商，也可能導致之前沒有交易關係的競爭者，其交易機會受到剝奪。

此外，大規模的廠商與大規模的流通業者進行垂直的企業結合時，其他廠商欲投入市場，必須自行整備流通網路、否則將難以切入市場時，也會對競爭產生很大的影響。

企業結合後繼續與競爭者交易時，如與結合前相較，競爭者在交易上處於較不利之地位，而使競爭失去實際效用時，對於競爭的影響也十分重大。

(3) 其他

a. 綜合性事業能力等

企業結合後，除了留意當事公司集團市場占有率之外，也應觀察其綜合性事業能力之變化，如原物料採購能力、技術能力、

銷售能力、信用、品牌形象、廣告宣傳能力等。例如，企業結合後，當事公司集團之原物料採購能力、技術能力、銷售能力、信用、品牌形象、廣告宣傳能力等事業能力增強，企業結合後公司的競爭力顯著提升時，便可能使競爭者難以採取競爭性的行動。

此外，當事公司之其中一方負債大於資產，或無法獲得營運資金之融資，很可能在短期內倒閉、退出市場時，此時如有一家業者可透過企業結合對其進行救濟，且兩者結合後對於市場競爭的影響，比該業者與其他當事公司企業結合後的影響還小時，一般來說，比較不會有抵觸獨占禁止法之疑慮，亦即，在評估當事公司的事業能力時，當事公司是否陷入業績不振的經營狀況，也應列入考量。

b. 鄰近市場之競爭壓力

特定交易領域相關市場之競爭狀況，也應列入考量。如地理位置位於鄰近地區的市場、將相關商品進行加工或屬於下一交易階段的市場，以及與相關商品功能類似的替代商品市場等。例如，在鄰近市場中的競爭情況也十分活絡時，則可將鄰近市場的競爭壓力視為促進特定交易領域之競爭的要素。

(a) 與相關市場地理位置接近的市場狀況

如為在侷限於一定地理範圍的市場，且在鄰近地區有供應相同商品的其他市場存在時，其鄰近程度、物流方式、交通方式、該市場之業者規模等，均可視為促進市場競爭的要素。

(b) 下一個交易階段

在特定交易領域的下一個交易階段之市場的競爭狀況，可視為促進該特定交易領域競爭的要素。

c. 效率

企業結合後，規模經濟、生產設備的整合、工廠的專責化、運輸費用的降低、研發效率的提升等效率方面的改善，也會對於

競爭產生影響。如效率的改善具有促進競爭的正面作用，例如，排名較低的廠商透過合併，得以提升成本競爭力、資金調配能力、原物料採購能力，進一步促使產品價格降低、品質提升，強化與排名較高的廠商之間的競爭力之情況，便應將之列入考量。

3 合資公司之情況

如為合資公司，除依據前述之具體判斷要素，判斷是否會對競爭形成實質限制外，也應留意以下幾點：

(1) 出資公司相互間的關係

針對合資公司出資之公司間，即使沒有直接的持股關係，也可以透過合資公司，間接形成、維持、強化結合關係。

合資公司之設立，雖然具有促進競爭的功效，如擴大新事業領域、提升技術開發、生產、銷售之效率，但也可能對競爭產生負面效果，如共同生產公司可透過成本的共通化，使價格競爭的空間縮減；合資公司營運時，也可能成為出資公司相互間交換資訊的途徑。特別是出資公司間如處於競爭關係，對於競爭產生的影響將會更大。

合資公司對於出資公司相互間的競爭產生的影響，會依合資公司的活動內容，而有很大的差異，因此應根據出資公司間具體的契約內容與結合的實際情況，進行判斷。此外，如出資公司相互間具有交易關係，也應考量其交易內容、在整體事業中的佔有比重等因素。

(2) 合資公司的形態、目的

合資公司的形態與目的，包括整合生產部門（共同生產公司）、整合銷售部門（共同銷售公司）、整合採購部門（共同採購公司）等形態，以及以擴大新市場之事業、強化國內公司與國外公司之合作等目，必須根據個別的類型，評估其對於競爭的影響。其中，特別是在銷售層面的整合，對於競爭的影響會更大。

(3) 出資公司之業務與合資公司之業務間的關係

出資公司與合資公司間業務的關連性，會使對競爭產生的影響程度出現差異。例如，透過將出資公司特定事業部門之業務完全整合，將該項業務與出資公司的業務分離時，出資公司與合資公司相互間的業務關連程度便不高。另一方面，僅整合部份商品或勞務之功能與效用相同的事業部門，而使出資公司與合資公司處於同一市場時，則出資公司相互間可能透過合資公司之營運，產生協調、聯合之關係。

四、企業結合之審查流程

日本公平交易委員會對於企業結合之處理流程如下表二：

表二 企業結合之處理流程

判斷是否屬於應觀察其對競爭之影響的企業結合 針對持股、高階幹部之兼任、營業轉讓等行為類型進行評估	
例：持股比率超過 50% 持股比率超過 25%，且為最大單一股東兼任之高階幹部於兩方均擁有代表權之情況	例：持股比例在 10%以下，且沒有高階幹部之兼任 母子・兄弟公司之間的合併 營業轉讓等
屬於	不屬於
特定交易領域之劃分	
針對當事公司集團從事的所有事業，列舉交易對象商品與勞務，再一根據地理範圍、交易階段、交易特定對象等基準，劃分特定交易領域	
判斷在劃分後的個別特定交易領域中，是否會對競爭形成實質限制	

當事公司的地位 (1)市場占有率 (2)排名順位 (3)當事公司間過去的競爭狀況等	市場狀況 (1)競爭者的數量與集中程度 (2)投入市場 (3)進口 (4)交易關係之封閉性、排他性	其他 (1)綜合性事業能力等 (2)鄰近市場之競爭壓力 (3)效率
綜合評估上述要素		
判斷可能對特定交易領域的競爭形成實質限制		判斷不會對特定交易領域之競爭，形成立即性的實質限制
排除措施之對象		

伍、結論

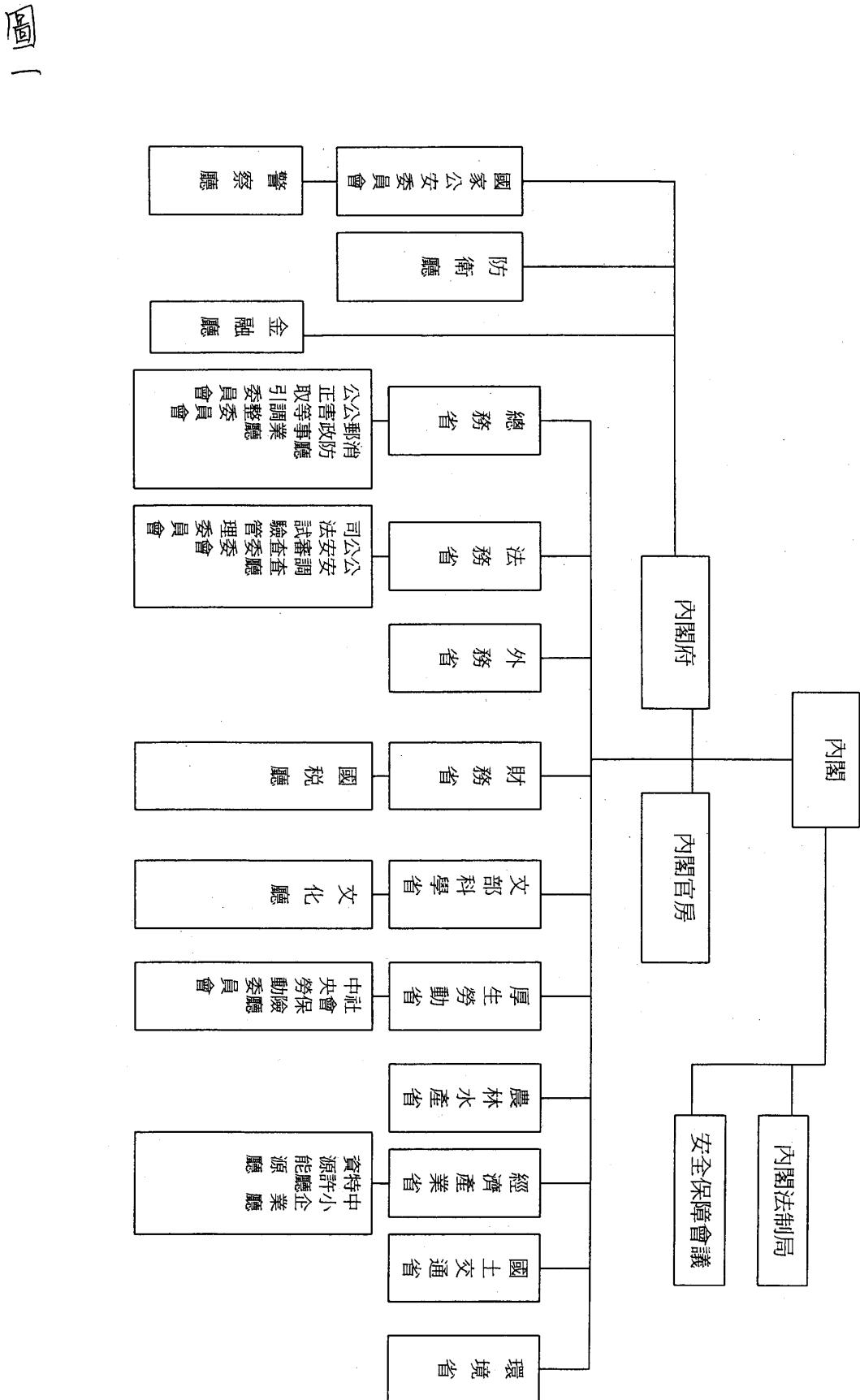
從日本獨占禁止法對於結合相關規範之修訂內容來看，隨著日本經濟情勢的轉變，對於結合管制已漸漸放寬，主要是因為日本大財閥的影響力不像從前那麼大，然而針對經濟泡沫化後的日本，除在平成6年(1994年)擴大簡易申報書樣式的適用範圍，以及平成9年(1997年)商法修訂而有簡易合併作業手續，以減輕當事公司負擔外，日本公平交易委員會在競爭法上並無特別措施因應，只是強調會在現有法律規定下落實執行競爭法，以促進市場之透明度及可預測性，讓企業能在市場上公平競爭。台灣公平交易委員會在結合規範方面，已採行日本事前結合申報之雙門檻制，提高應申報之高門檻銷售金額，並對金融機構與非金融機構事業分定不同申報金額標準，此外，並簡化事業結合申請審查手續，包括「公開收購結合案件之審查作業」及「連鎖性便利商店申請事業結合許可案件行政作業」，這些法律修訂及行政作業簡化措施，已與日本公平交易委員會之執法方向相同。

就結合規範之背景而言，台灣雖未若日本存有舊財閥及現代企業集團等經濟力集中之現象，惟在解除管制潮流趨勢下，兩國之競爭法均朝向放寬管制之方向運作，惟台灣之市場結構畢竟有別於日本，針對淺盤式之台灣市場結構，如何於放寬結合管制之實務運作下，兼顧防止台灣市場出現經濟力集中之弊端，將為本會當前應予重視之課題。另在日本法之參考方面，本法第6條雖訂有相關持股事業之定義，惟相較於日本相關規定，本會日後於實際運作上，基於規範之明確性要求，有無必要參酌日本法制定相關適用原則，似有檢討之必要。

另值得一提者，日本公平會對於結合規範訂有事前相談制度(事前諮詢)，俾供業者事前於結合案件送審前，能夠與該會進行充分之溝通，以瞭解相關案件有無可能被異議，並能提供相關補充資料。由於該制度提供日本公平會與業者充分事前諮詢之功能，故得於確保該會對管制之順暢，反觀我國公平法對結合規範，由事前許可制改為申

報異議制，此點雖與日本獨占禁止法企業結合規範相同，但我國尚無上述該國之企業結合之事前相談制度，因此，為確保本會對結合規範運作之順暢，有必要參照上述該國之相談制度，似有討論之餘地。

圖一 日本中央政府組織圖



附
件

二

平成14年行政院公平交易委員会職員研修日程
「最近の日本競争法の動向について」

(敬称略)

	午前	午後	備考
11月4日(月)		来日	
5日(火)	オリエンテーション及びビデオ(公正取引委員会、談合と独占禁止法等)	台湾の独占禁止法等の概要紹介(関心事項を含む) 台湾側から説明	協会 研修指導員
6日(水)	独占禁止法と公正取引委員会の概要 (事前相談制度を含む) 講師 矢部丈太郎 (元公取事務総長)	国際的業務の展開 (WTO関係を含む) 講師 菱沼 功 舟木 健太郎 公取国際課課長補佐	講師:公取(午後)
7日(木)	不公正な取引方法と流通取引ガイドラインの概要 講師 河村穰 (元公取首席審判官)	最近の不公正取引事件 (教科書事件を含む) 講師 河村穰 (元公取首席審判官)	
8日(金)	最近の私的独占事件 講師 関根芳郎 (元公取審査部長)	最近の不当な取引制限事件 (カルテル・談合事件) 講師 関根芳郎 (元公取審査部長)	
9日(土)			
10日(日)			
11日(月)	事件の審査・審判手続の概要 (端緒から勧告まで) 講師 関根芳郎 (元公取審査部長)	事件の審査・審判手続の概要(課徴金、審判制度、民事差止め制度) 講師 関根芳郎 (元公取審査部長)	
12日(火)	一般集中規制に関する独占禁止法の見直し(法改正) 講師 五十嵐 收 公取企業結合課 企業結合調査官	企業結合ガイドラインと企業結合事例 講師 石谷 直久 公取企業結合課 課長補佐	講師:公取(午前・午後)

13日(水)	不正競争防止法の概要と実務 講師 森本紘章 (弁護士)	不正競争防止法の概要と実務 講師 森本紘章 (弁護士)	講師:弁護士
14日(木)	商標法、実用新案法等の概要と実務 講師 森本紘章 (弁護士)	商標法、実用新案法等の概要と実務 講師 森本紘章 (弁護士)	講師:弁護士
15日(金)	特許・ノウハウガイドラインの概要 講師 矢部丈太郎 (元公取事務総長)	質疑 Yabe 講師 矢部 丈太郎 (元公取事務総長)	
16日(土)			
17日(日)			
18日(月)	企業法務 講師 卵善 智雄 松下電器産業(株) 法務 本部公正取引室主任	公取訪問(審判廷見学) レポート	
19日(火)	政府規制事業分野の競争促進(通信、電力、ガス) 講師 矢部丈太郎 (元公取事務総長)	パナソニックセンター見学 (松下電器産業(株)) 随行 研修指導員	
20日(水)	景品表示法の概要 (電子商取引を含む) 講師 大元 慎二 消費者取引課 課長補佐	最近の景品表示法違反事件 講師 堀内 晋治 景品表示監視室 室長補佐	講師:公取(午前・午後)
21日(木)	コンプライアンスプログラムについて 講師 宮崎紀男(元公取審判官)	総括質疑 講師 菱沼 功 公取国際課課長補佐	講師:公取(午後)
22日(金)	修了書授与 研修についての意見聴取	資料整理等	送別会予定
23日(土)		帰国	

- 1 研修の講師は、公正取引委員会職員、元公正取引委員会職員、学者、弁護士等から選定した。
- 2 研修修了者には、（財）公正取引協会会长の「修了書」を授与する。

台湾公正交易委員会研修（公正取引委員会事務総局担当分）

11月6日（水）午後

国際的業務の展開（WTO関係を含む。）

官房国際課 課長補佐 菱沼 功

官房国際課 課長補佐 舟木 健太郎

11月12日（火）午前

一般集中規制に関する独占禁止法の見直し（法改正）

経済取引局企業結合課 企業結合調査官 五十嵐 收

11月12日（火）午後

企業結合ガイドラインと企業結合事例

経済取引局企業結合課 課長補佐 石谷 直久

11月20日（水）午前

景品表示法の概要（電子商取引を含む。）

経済取引局取引部消費者取引課 課長補佐 大元 慎二

11月20日（水）午後

最近の景品表示法違反事件

経済取引局取引部景品表示監視室 室長補佐 垣内 晋治

11月21日（木）午後

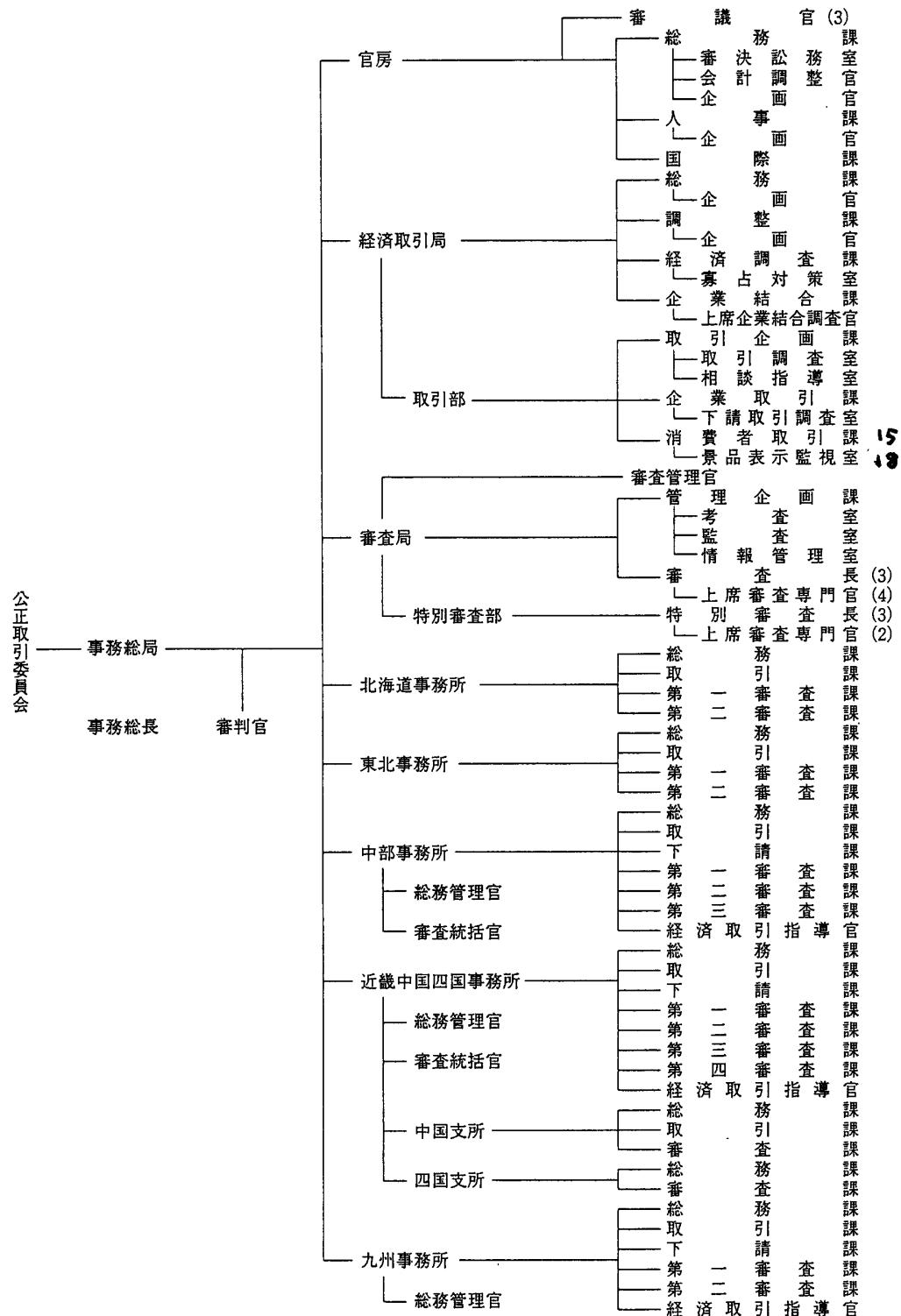
総括質疑

官房国際課 課長補佐 菱沼 功

附
件
二

13 公正取引委員会機構図

(平成14年4月1日現在)



第1表 総資産額別合併届出受理件数

提出書類(1)

(単位:件, () は%)

総資産 年度	10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
11	9 (6.0)	21 (13.9)	20 (13.2)	46 (30.5)	17 (11.3)	38 (25.2)	151 (100.0)
12	7 (4.1)	24 (14.1)	10 (5.9)	67 (39.4)	22 (13.0)	40 (23.5)	170 (100.0)
13	9 (7.1)	20 (15.7)	6 (4.8)	56 (44.1)	12 (9.4)	24 (18.9)	127 (100.0)

(注) 1 総資産の額は、合併後のものである。

2 平成10年の独占禁止法改正により、親子会社を含めた総資産合計額を届出対象の基準としているため、合併後の会社の単体総資産が10億円以下となることがある。

第2表 総資産額別共同新設分割届出受理件数

提出書類(2)

(単位:件, () は%)

総資産 年度	10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
13	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	5 (100.0)

(注) 総資産の額は、共同新設分割後の新設会社のものである。

第3表 総資産額別吸収分割届出受理件数

提出書類(3)

(単位:件, () は%)

総資産 年度	10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
13	1 (6.7)	2 (13.3)	0 (0.0)	4 (26.7)	3 (20.0)	5 (33.3)	15 (100.0)

(注) 総資産の額は、吸収分割後の被承継会社のものである。

附
件
三

第4表 総資産額別営業譲受け等届出受理件数

年度	総資産 10億円 未満	(単位:件、()は%)						
		10億円 以上	50億円 以上	100億円 以上	500億円 以上	1000億円 以上	計	
11	23 (12.8)	24 (13.4)	13 (7.3)	52 (29.1)	14 (7.8)	53 (29.6)	179 (100.0)	
12	23 (10.8)	30 (14.1)	5 (2.3)	65 (30.5)	20 (9.4)	70 (32.9)	213 (100.0)	
13	31 (15.9)	29 (14.9)	10 (5.1)	52 (26.6)	14 (7.2)	59 (30.3)	195 (100.0)	

(注) 総資産の額は、営業譲受け等行為後の譲受け等会社のものである。

第5表 平成13年度における業種別届出受理件数

業種別	合併	分割	営業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0
建設業	5	1	4	10
製造業	23	6	53	82
食料品	2	0	6	8
織維	0	0	0	0
木材・木製品	0	0	1	1
紙・パルプ	0	0	1	1
出版・印刷	2	0	1	3
化学・石油・石炭	5	2	13	20
ゴム・皮革	1	0	2	3
窯業・土石	0	0	2	2
鉄鋼	1	0	1	2
非鉄金属	2	0	3	5
機械器具	3	0	1	4
その他製造業	6	4	21	31
卸・小売業	1	0	1	2
不動産業	32	3	58	93
運輸・通信・倉庫業	8	2	3	13
サービス業	10	4	10	24
金融・保険業	25	0	30	55
電気・ガス業	21	4	15	40
その他	1	0	0	1
合計	2	0	22	24
	127	20	195	342

(注) 業種は、合併の場合には新設会社及び存続会社の業種に、分割の場合には新設会社又は被承継会社の業種に、営業譲受け等の場合には営業譲受け等会社の業種によった。

別紙1(「新石禁止政策五十年史」下巻より)

附
件

(2) 適用法条別審決件数

法条	年度 昭和 22~49 小計	平成 元																						計
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	2	3	4	5	6	7	8		
3条前段	8 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9 (2)
3条後段	② 165 (6)	12	14	2	1	3	4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	329 (7)
6条	① 32 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	① 32 (2)
7条の2	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	13	
8条	③ 292	① 10	6	9	2	10	8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	420
10条	11 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11 (1)
11条	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
13条	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
14条	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
15条	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
16条	2 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2 (1)
17条	6 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7 (1)
19条	③ 72 (5)	5	4	③ 6	4	4	3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	154 (5)
65条	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
66条	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
旧法4条	① 27 (1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	① 27 (1)
旧法5条	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
事業者団体法	① 54 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	① 54 (2)
景品表示法3条	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
景品表示法4条	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	9
景品表示法10条	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
中小企業等協同組合法107条	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
審決件数	⑩ 604 (11)	① 34	25	③ 18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25 (1)	20	30	1,010 (12)

(注) 1. () 内の数は、違反事実なし、又は違反とはならない審決で、内数である。

2. ○内の数は、違法宣言審決で、内数である。

3. 平成6年度の3条後段の審決中1件は再審決(審判審決)である。

4. 適用法別の合計数が審決件数より多いのは、同一事件で2以上の法条を適用したものがあるからである。

(3) 手 続 別 審 決 件 数

法条 \ 年度	昭和 22~49 小計	50		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	計
審 判 審 決	59	1	0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	82	
勧 告 審 決	(注) 433 (6)	(注) 31 (7)	24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	(注) 784 (13)	
同 意 審 決	101	2	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	115	
課徴金の納付を命ずる審決	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	13	
独占禁止法 第65条に基づく審決	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
独占禁止法 第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	
景品表示法 第10条第6項に基づく審決	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
計	604	34	25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	1,010	

(注) () 内の数は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

① 8 条 の 審 決 の 内 訳

条項号	年度 昭和 22~49 小計	平成 元														計	
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63		
8 ① [1]	238	8	6	7	1	8	2	3	5	0	3	2	1	4	0	329	
8 ① [2]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8 ① [3]	4	0	0	0	0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	12	
8 ① [4]	42	2	0	1	1	2	6	1	2	1	1	0	0	1	0	74	
8 ① [5]	32	2	0	1	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	44	
内 訳	旧一般指定 1	24	1	0	1	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	27
	2	3	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	3
	7	2	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	2
	8	7	1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	8
	11	0	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	1
	新一般指定 1 [2]	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	2	-	-	-	-	-	-	-	0	1	1	1	0	0	0	0	4
	11	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	13	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	1	0	0	1
8 ②		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注) 1. 本表に掲げる数が「適用法条別審決」の8条の件数より多いのは、同一事件で2以上の「号」を適用したものがあるからである。

2. 5号の内訳数が審決件数より多いのは、同一事件で2以上の指定を適用したものがあるからである。

② 19 条 の 審 決 の 内 訳

(ア) 旧 一 般 指 定 施 行 期 間

法条	年度 昭和 22~49 小計	57 (4~8月)														計
		50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	
旧一般指定 1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
7	5	3	2	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	16
8	16	2	2	5	4	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	37
9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
10	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
11	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教科書業特殊指定	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
海運業特殊指定	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注) 1. 本表に掲げた数が「適用法条別審決」の19条の件数より多いのは、同一事件で2以上の一般指定を適用したものがあるからである。

2. 教科書業及び海運業以外の特殊指定に係る審決はない。

(イ) 新一般指定施行期間

法条	年度 (57 3月)	57	58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	計
		57 (9~ 3月)	58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	計
新一般指定 ①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち	[1]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	[2]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
③		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨		0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
⑩		0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	6
⑪		0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
⑫		1	3	0	7	0	1	0	0	2	0	4	1	1	0	20	
うち	[1]	1	1	0	7	0	1	0	0	0	2	0	2	0	1	0	15
	[2]	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	12
⑬		0	1	0	0	0	1	1	1	0	2	4	1	0	2	0	13
⑭		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
うち	[1]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	[2]	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	[3]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	[4]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	[5]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮		0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	1	1	7
⑯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教科書業特殊指定		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海運業特殊指定		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 新一般指定：昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号（昭和57年9月1日施行）

改正独占禁止法の施行に伴う公正取引委員会規則の制定及び改正
並びにガイドラインの策定について

平成14年11月12日
公正取引委員会

平成14年5月29日に公布された① 大規模会社の株式保有総額の制限（第9条の2）の廃止、② 事業支配力の過度集中規制（第9条）の整備、③ 金融会社の議決権保有制限（第11条）の対象範囲の縮減等を内容とする改正独占禁止法は、同年11月28日に施行される。

公正取引委員会は、改正独占禁止法の施行に伴い、以下の公正取引委員会規則及びガイドラインについて所要の整備が必要となったことから、平成14年9月18日、その原案を公表し、関係各方面から広く意見を求め、検討を行ってきたが、今般、別紙のとおり、取りまとめた。

なお、原案に対して寄せられた意見の内容、それに基づく変更点等は、別添のとおりである。

1 大規模会社の株式保有総額制限（第9条の2）の廃止及び事業支配力の過度集中規制（第9条）の整備に伴う公正取引委員会規則、ガイドラインの整備

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則の一部を改正する規則（別紙1）

大規模なグループを形成している会社の事業等に関する報告書（第9条第5項の報告書）の様式について記載事項を必要最小限とする等の改正を行った。

(2) 事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方（別紙2）
第9条で禁止される「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の考え方を示した。

2 金融会社による議決権保有制限（第11条）の対象範囲の縮減に伴う公正取引委員会規則、ガイドラインの整備

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に規定する公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（別紙3）

第11条の規制の対象外となる（第10条第2項の報告書の提出の対象となり得る）金融関連会社を規定した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課上席企業結合調査官
電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第1項第6号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則（別紙4）

非金融関連会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として、債務の株式化に伴い議決権を取得することにより議決権保有割合が増加する場合等を規定した。

(3) 独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方（別紙5）

銀行又は保険会社が、第11条の規定による認可を受けて、総株主の議決権の5%（保険会社の場合は10%）を超えて非金融関連会社の議決権を保有することができる場合を示した。

(4) 債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方（別紙6）

債務の株式化により、銀行又は保険会社が、総株主の議決権の5%（保険会社の場合は10%）を超えて議決権を保有する場合の第11条の規定による認可についての考え方を示した。

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第66条第1項に規定する審判手続に関する規則（別紙7）

第11条第1項又は第2項の認可を審決をもって取り消し、又は変更する際の審判手続を定めた。

公正取引委員会規則及びガイドラインの原案に対する意見の内容、
それに基づく変更点等

1 意見の内容及びそれに基づく変更点

「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(原案)について、
次の意見が寄せられた。

(意見の内容)

- 第3類型の「会社の有力性の程度」の考慮要因の追加（「注」の追加）に関し、「勘案」する内容を明確化すべきである。

この意見に基づき、「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」について、次のとおり変更を行った。

変更後	原案
2, (3) (第3類型) のうち： (注)同一の事業分野に属する複数の会社を 有する会社グループが形成されている場 合がある。このような事業分野に属する 会社の有力性の程度を判断するに当たっ ては、個々の会社の <u>当該事業分野における</u> <u>シェア、売上高順位等の</u> 状況のほか、 同一の会社グループ内の <u>当該事業分野に</u> 属する複数の会社全体の <u>それらの</u> 状況も 併せて勘案することとする。	2, (3) (第3類型) のうち： (注)同一の事業分野に属する複数の会社を 有する会社グループが形成されている場 合がある。このような事業分野に属する 会社の有力性の程度を判断するに当たっ ては、個々の会社の状況のほか、同一の 会社グループ内の当該事業分野に属する 複数の会社全体の状況も併せて勘案する こととする。

2 意見の内容及びそれに対する考え方

上記のほか、次の意見が寄せられたが、その内容及びそれに対する考え方は、
次のとおりである。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則の一部を改正する規則（原案）について

意見の内容	意見に対する考え方
○ 一律の定期・定型の報告等はできる限り削減すべきであり、存続するものについても、企業及び公正取引員会双方の費用対効果の観点から記載事項は必要最小限度とし、有価証券報告書等既存の書類を添付することで足りる場合には、当該添付をもって報告書への記載を不要とすべきである。	○ 報告書等の記載事項は、必要最小限度のものとしている。 なお、記載項目によって、有価証券報告書等既存の書類の記載によって代えることができる場合には、当該書類を添付した上、報告書等の該当項目に「別添有価証券報告書〇頁参照」等と記載することは、差し支えない。

(2) 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(原案)について

意見の内容	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行第9条の2第1項で認められていた例外的な株式保有については、今回の改正による規制の強化を避ける観点から、適用除外とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行第9条の2は株式保有の総額規制であったことから、事業支配力の過度集中の観点から問題が少ないと考えられる株式保有を網羅的に適用除外とする必要があったが、改正後の第9条は、総資産規模が大きい会社や主要な事業分野における有力な会社を複数子会社として有する場合を規制することとなるため、現行第9条第1項と同様の適用除外規定を設ける必要はない。 また、分社化の場合については、「事業支配力が過度に集中することとならない会社の例」として明示している。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「主要な事業分野」については、原則として、日本標準産業分類2桁分類によるものとすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「主要な事業分野」を原則として日本標準産業分類2桁分類によることとした場合、「主要な事業分野」が広くなり過ぎ適当ではない。 なお、事業活動の実態等を考慮すると同一の事業内容であると考えられる場合は、日本標準分類3桁分類で異なる業種であっても同一の事業分野と評価する旨明記している。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1類型の総資産基準(15兆円)を大幅に引き上げるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」の第1類型の総資産基準は、六大企業集団の主要メンバー会社の総資産合計額を踏まえて規定されているところ、同「考え方」の作成・公表後、六大企業集団の総資産合計額が増加している状況にはない。 これを踏まえると、第1類型の総資産基準(15兆円)を大幅に引き上げることは適当ではない。

なお、このほか、第11条の規定による認可事務における事業者の秘密の保持の徹底、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有することができる期間の起算日等について意見が寄せられた。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可及び承認の申請、報告並びに届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）

改 正 案	現 行
<p>（法第九条第五項関係）</p> <p>第一条の二 法第九条第五項に規定する公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合には、当該会社の成立時）後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条ノ二の規定による新株の発行、同法第二百八十一条ノ十九第一項に規定する新株予約権の行使による新株の発行又は自己の株式の移転、社債の発行、株式交換、合併、分割、営業譲受、営業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。</p> <p>2 前項に規定する相殺消去を行うにあたつては、事業年度の末日が親会社（商法第二百十一条ノ二第一項の親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社をいう。以下この項において同じ。）たる会社の事業年度の末日と異なる子会社が当該親会社たる</p>	<p>（法第九条第三項関係）</p> <p>第一条の二 法第九条第三項に規定する公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合には、当該会社の成立時）後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条ノ二の規定による新株の発行、同法第二百八十一条ノ十九第一項に規定する新株予約権の行使による新株の発行又は自己の株式の移転、社債の発行、株式交換、合併、分割、営業譲受、営業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。</p> <p>（法第九条第六項関係）</p> <p>第一条の三 法第九条第六項に規定する公正取引委員会規則で定める方法により合計した額は、持株会社及びその子会社の総資産の額を合計した額とする。この場合において、これらの会社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計することができるものとする。</p> <p>2 前項に規定する相殺消去を行うにあたつては、事業年度の末日が親会社たる持株会社の事業年度の末日と異なる子会社が当該持株会社の事業年度の末日において、その総資産の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該子会社の事業年度の末</p>
<p>（法第九条第五項関係）</p> <p>第一条の三 法第九条第五項に規定する公正取引委員会規則で定める方法により合計した額は、会社及びその子会社の総資産の額を合計した額とする。この場合において、これらの会社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計することができるものとする。</p> <p>2 前項に規定する相殺消去を行うにあたつては、事業年度の末日が親会社（商法第二百十一条ノ二第一項の親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社をいう。以下この項において同じ。）たる会社の事業年度の末日と異なる子会社が当該親会社たる</p>	<p>（法第九条第三項関係）</p> <p>第一条の三 法第九条第三項に規定する公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合には、当該会社の成立時）後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条ノ二の規定による新株の発行、同法第二百八十一条ノ十九第一項に規定する新株予約権の行使による新株の発行又は自己の株式の移転、社債の発行、株式交換、合併、分割、営業譲受、営業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。</p> <p>（法第九条第六項関係）</p> <p>第一条の三 法第九条第六項に規定する公正取引委員会規則で定める方法により合計した額は、持株会社及びその子会社の総資産の額を合計した額とする。この場合において、これらの会社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計することができるものとする。</p> <p>2 前項に規定する相殺消去を行うにあたつては、事業年度の末日が親会社たる持株会社の事業年度の末日と異なる子会社が当該持株会社の事業年度の末日において、その総資産の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該子会社の事業年度の末</p>

会社の事業年度の末日において、その総資産の額を算定するための決算を行うものとする。ただし、当該子会社の事業年度の末日と当該親会社たる会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。

第一条の四 法第九条第五項の規定により、会社及びその子会社の事業に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあつては様式第一号による報告書、外国会社にあつては様式第二号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、報告書を提出する会社の最近一事業年度の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(法第九条第六項関係)

第一条の五 法第九条第六項の規定により会社が新たに設立された旨の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、届出書を提出する会社の登記簿の謄本を添付しなければならない。

(削る)

(削る)

日と当該持株会社の事業年度の末日との差異が三か月を超えない場合にあつては、この限りでない。

第一条の四 法第九条第六項の規定により、持株会社及びその子会社の事業に関する報告をしようとする者は、国内の持株会社にあつては様式第一号による報告書、外国会社にあつては様式第二号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、報告書を提出する持株会社の最近一事業年度の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(法第九条第七項関係)

第一条の五 法第九条第七項の規定により持株会社が新たに設立された旨の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、届出書を提出する持株会社の登記簿の謄本を添付しなければならない。

(法第九条の二第一項第七号関係)

第一条の六 法第九条の二第一項第七号の規定により共同出資会社の株式の取得又は所有についての認可を受けようとする者は、様式第四号による申請書の正本一通及び副本三通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、当該共同出資会社の定款及び当該共同出資会社の設立に関する協定書又は契約書（これらに付属するものを含む。）の写し（口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添付しなければならない。

(法第九条の二第一項第十一号関係)

第一条の七 法第九条の二第一項第十一号の規定により、やむを得ない事情による国内の会社の株式の取得又は所有についての承認を受けようとする者は、様式第五号による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書には、当該株式を発行した会社の定款、最近

一事業年度の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(法第十条関係)

第二条 法第十条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により取得し、又は所有する株式に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあつては様式第四号による報告書、外国会社にあつては様式第五号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、合併又は分割をすることにより、議決権保有割合が法第十条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める数値を超えることとなる場合において、法第十五条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている合併に関する計画又は法第十五条の二第二項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている共同新設分割に関する事項を若しくは法第十五条の二第三項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている吸収分割に関する計画において当該株式に関する事項を記載したときは、その合併に関する計画又は共同新設分割に関する計画若しくは吸収分割に関する計画を届け出ることをもつて当該株式に関する報告書の提出に代えることができる。

2 (略)

(法第十一条第一項ただし書関係)

第三条 法第十一条第一項ただし書の規定により国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社については、百分の十。次条において同じ。）を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有についての認可を受けようとする者は、様式第六号による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(法第十一条第二項関係)

第四条 法第十一条第二項の規定により、国内の会社の議決権を

(法第十一条関係)

第二条 法第十一条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により取得し、又は所有する株式に関する報告をしようとする者は、国内の会社にあつては様式第六号による報告書、外国会社にあつては様式第七号による報告書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、合併又は分割をすることにより、議決権保有割合が法第十一条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとなる場合において、法第十五条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている合併に関する計画又は法第十五条の二第二項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている共同新設分割に関する事項を若しくは法第十五条の二第三項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により公正取引委員会に届け出ることとされている吸収分割に関する計画において当該株式に関する事項を記載したときは、その合併に関する計画又は共同新設分割に関する計画若しくは吸収分割に関する計画を届け出ることをもつて当該株式に関する報告書の提出に代えることができる。

2 (略)

(法第十一条第一項ただし書関係)

第三条 法第十一条第一項ただし書の規定により国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社については、百分の十。次条において同じ。）を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有についての認可を受けようとする者は、様式第八号による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(法第十一条第二項関係)

第四条 法第十一条第二項の規定により、国内の会社の議決権を

その総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとする場合における議決権の保有についての認可を受けようとする者は、様式第七号による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(法第十五条関係)

第五条 法第十五条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により合併に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式第八号による届出書、外国会社にあつては様式第九号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(法第十五条の二関係)

第五条の二 法第十五条の二第二項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により共同新設分割に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式第十号による届出書、外国会社にあつては様式第十一号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 法第十五条の二第三項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により吸収分割に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式第十号の二による届出書、外国会社にあつては様式第十一号の二による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

3 法第十五条の二第三項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により吸収分割に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式第十一号の二による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

4 (略)

その総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとする場合における議決権の保有についての認可を受けようとする者は、様式第九号による申請書正副二通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(法第十五条関係)

第五条 法第十五条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により合併に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式第十号による届出書、外国会社にあつては様式第十一号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(法第十五条の二関係)

第五条の二 法第十五条の二第二項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により共同新設分割に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式第十号の二による届出書、外国会社にあつては様式第十一号の二による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2 法第十五条の二第三項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により吸収分割に関する計画を届け出ようとする者は、国内の会社にあつては様式第十号の三による届出書、外国会社にあつては様式第十一号の三による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

3 (略)

様式第1号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

法第9条第5項の規定による報告書（国内の会社）

平成 年 月 日現在

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称

代表者の役職 氏名

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の4第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 提出会社に関する事項

整理番号 (注1)			
(ふりがな) 名 称 (注2)	〒 住 所	担当部署	
		住 所	〒
		担当者	
		電話番号	— —
設立年月日	年 月 日	決算の時期	月
総資産等	総資産(A) (注3)	所有株式のうちの国内 の子会社(注4)の株式 の帳簿価格(注5)(B)	子会社の株式の総資産に対する 所有比率(注6)((B)/(A)×100)
	百万円	百万円	%
現に営む事 業の概要 (注7)	事業分野(注8)	最近1年間の売上額(注9)	備考(注10)
		百万円	
報告の状況 (注11)	1 前期分提出 2 新規提出 3 以前に提出 → 前回提出年月 年 月		

(注) 1 整理番号は、新規の提出の場合には記載を要しない。

2 前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

3 総資産は、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の2の規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。

4 子会社とは、法第2条第10項及び第9条第4項の規定により子会社として定義されているものをいう。

5 株式の帳簿価格には、合資会社又は有限会社である子会社に対する出資金額を含めること。

なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。

- 6 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまでを記載すること。
- 7 現に営む事業の概要は、提出会社が株式所有以外に事業を営んでいない場合には、記載を要しない。
- 8 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（3けた分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、提出会社の最近1年間の売上額の多いもの上位3つを記載すること。ただし、当該事業分野における提出会社の最近1年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。
- 9 最近1年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 10 備考欄には、記載する事業分野のいずれかにおいて、提出会社の全国における市場占拠率（シェア）が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。
- 11 該当する番号を○で囲み、3に該当する場合には前回の提出年月を記載すること。

2 国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については、該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には、当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

- (1) 子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が50%超である国内の会社）に関する事項

番号	子会社名 (注1)	総資産 (注2)	議決権 保有比率 (注3)	事業分野 (注4)	最近1年間の売上額 (注5)	備考 (注6)
		百万円			百万円	

(注) 1 子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。また、前回提出した報告書において子会社と

して記載されなかった子会社名の冒頭には、○を付すること。なお、子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には、旧名称を付記すること。

- 2 総資産は、当該子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、当該子会社の総資産が3000億円以下である場合には、記載を要しない。
- 3 議決権保有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまでを記載すること。なお、保有議決権数は、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権数を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権数及び金銭又は有価証券の信託に係る株式であって、自己が委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるもの又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができるものに係る議決権数を含めて計算すること。
- 4 事業分野の分類及び記載方法については、1の注8と同様とする。ただし、当該子会社の最近1年間の総売上額に占める当該事業分野における最近1年間の売上額の割合が25%未満である場合には、記載を要しない。
- 5 最近1年間の売上額については、1の注9と同様とする。
- 6 備考欄については、1の注10と同様とする。

(2) 実質子会社（提出会社の議決権保有比率が25%超50%以下であり、かつ、提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無

- 無 → 3へ
 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名 (注1)	総資産 (注2)	議決権 保有比率 (注3)	総売上額 (注4)
		百万円		百万円

(注) 1 実質子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。また、前回提出した報告書において実質

子会社として記載されなかった実質子会社名の冒頭には、○を付すること。なお、実質子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には、旧名称を付記すること。

- 2 総資産については、(1)の注2と同様とする。
- 3 議決権保有比率については、(1)の注3と同様とする。
- 4 総売上額は、当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、総売上額が600億円未満である場合には、記載を要しない。

3 提出会社グループに関する事項

(1) 提出会社及び子会社の総資産の合計額（注1）	百万円
(2) 提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は証券業を営む会社を除く。）の総資産の合計額（注2）	百万円

(注) 1 国内の会社に係るものに限る。

なお、計算方法は、以下に掲げる2通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。）。

- ① 提出会社及び子会社の総資産の合計額
- ② 提出会社及び子会社の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

2 国内の会社に係るものに限る。

なお、計算方法は、以下に掲げる2通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。）。

- ① 提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は証券業を営む会社を除く。）の総資産の合計額
- ② 提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は証券業を営む会社を除く。）の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

4 その他参考となるべき事項

法第9条第5項の規定による報告書（外国会社）

平成 年 月 日現在

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称

代表者の役職 氏名

(代理人の住所 氏名)

印

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の4第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 提出会社に関する事項

整理番号(注1)			
(ふりがな) 名称及び住所 (注2)	日本国内の支店 又は出張所等の 名称及び所在地	〒	
	事務上の連絡先, 電話番号及び担当者	〒	
国 種 等	国 種	設立準拠法	設立年月日 決算の時期
現に営む事業の概要 (注3)			
総資産等 (注4)	総資産(A) (注5)	所有株式のうちの国内の子会社(注6)の株式の帳簿価格(注7)(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率(注8)((B)/(A)×100)%
	(邦貨換算 百万円) (換算率)	(邦貨換算 百万円)	
我が国における事業の概要 (注9)	事業分野(注10)	最近1年間の売上額(注11)	備考(注12)
		百万円	
報告の状況 (注13)	1 前期分提出 2 新規提出 3 以前に提出 → 前回提出年月	年 月	

- (注) 1 整理番号は、新規の提出の場合には記載を要しない。
- 2 前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
- 3 現に営む事業の概要是、我が国において営んでいない事業も含め、事業内容が分かるように具体的に記載すること。
- 4 換算率は、決算日の為替相場によること。
- 5 邦貨に換算した額については、百万円未満を切り捨てて記載すること。なお、提出会社単独の総資産の額を記載し得ないやむを得ない事情がある場合には、提出会社又はその親会社の連結決算書における総資産をもって代えることができる。この場合には、連結決算書における総資産であることを注記すること。
- 6 子会社とは、法第2条第10項及び第9条第4項の規定により会社の子会社として定義されているものをいう。
- 7 株式の帳簿価格には、合資会社又は有限会社である子会社に対する出資金額を含めること。
なお、邦貨に換算した額については、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 8 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまでを記載すること。
- 9 我が国における事業の概要是、提出会社が我が国において事業を営んでいない場合には、記載を要しない。
- 10 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（3けた分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、提出会社の最近1年間の売上額が多いものの上位3つを記載すること。ただし、当該事業分野における提出会社の最近1年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。
- 11 最近1年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 12 備考欄には、記載する事業分野のいずれかにおいて、提出会社の全国における市場占拠率（シェア）が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。
- 13 該当する番号を○で囲み、3に該当する場合には前回の提出年月を記載すること。

2 国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については、該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には、当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

(1) 子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が50%超である国内の会社）に関する事項

番号	子会社名 (注1)	総資産 (注2)	議決権 保有比率 (注3)	事業分野 (注4)	最近1年間の売上高 (注5)	備考 (注6)
		百万円			百万円	

- (注) 1 子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。また、前回提出した報告書において子会社として記載されなかった子会社名の冒頭には、○を付すること。なお、子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には、旧名称を付記すること。
- 2 総資産は、当該子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、当該子会社の総資産が3000億円以下である場合には、記載を要しない。
- 3 議決権保有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまでを記載すること。なお、保有議決権数は、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権数を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権数及び金銭又は有価証券の信託に係る株式であって、自己が委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるもの又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができるものに係る議決権数を含めて計算すること。
- 4 事業分野の分類及び記載方法については、1の注10と同様とする。ただし、当該子会社の最近1年間の総売上額に占める当該事業分野における最近1年間の売上額の割合が25%未満である場合には、記載を要しない。
- 5 最近1年間の売上額については、1の注11と同様とする。
- 6 備考欄については、1の注12と同様とする。

(2) 実質子会社（提出会社の議決権保有比率が25%超50%以下であり、かつ、提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無

- 無 → 3へ
- 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名 (注 1)	総資産 (注 2)	議決権 保有比率 (注 3)	総売上額 (注 4)
		百万円		百万円

- (注) 1 実質子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。また、前回提出した報告書において実質子会社として記載されなかった実質子会社名の冒頭には、○を付すること。なお、実質子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には、旧名称を付記すること。
- 2 総資産については、(1)の注 2 と同様とする。
- 3 議決権保有比率については、(1)の注 3 と同様とする。
- 4 総売上額は、当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、総売上額が 600 億円未満である場合には、記載を要しない。

3 提出会社グループに関する事項

(1) 提出会社及び子会社の総資産の合計額 (注 1)	百万円
(2) 提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は証券業を営む会社を除く。）の総資産の合計額 (注 2)	百万円

- (注) 1 国内の会社に係るものに限る。

なお、計算方法は、以下に掲げる 2 通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。）。

- ① 提出会社及び子会社の総資産の合計額
- ② 提出会社及び子会社の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

- 2 国内の会社に係るものに限る。

なお、計算方法は、以下に掲げる 2 通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。）。

- ① 提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は証券業を営

む会社を除く。) の総資産の合計額

- ② 提出会社、子会社及び実質子会社(これらの会社のうち、銀行業、保険業又は証券業を営む会社を除く。)の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

4 その他参考となるべき事項

様式第3号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

法第9条第6項の規定による届出書

平成 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称

代表者の役職 氏名

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第6項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の5第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出会社に関する事項

(ふりがな) 名 称		事務上 の連絡先	担当部署	
住 所	〒		住 所	〒
			担 当 者	
			電話番号	— —
設立年月日	年 月 日		決算の時期	月
総資産等	総資産(A) (注1)	所有株式のうちの国内 の子会社(注2)の株式 の帳簿価額(注3) (B)	子会社の株式の総資産 に対する所有比率(注 4) ((B) / (A) ×100)	事業分野 (注5)
	百万円	百万円	%	

(注) 1 総資産は、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の2の規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。

2 子会社とは、法第2条第10項及び第9条第4項の規定により子会社として定義されているものをいう。

3 株式の帳簿価額には、合資会社又は有限会社である子会社に対する出資金額を含めること。
なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。

4 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまでを記載すること。

5 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（3けた分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、提出会社の定款上最も重要と考えられるものを記載すること。ただし、提出会社が、株式所有以外に事業を営んでいない場合若しくは定款上株式所有以外に事業を営むことを予定していない場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。

2 国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については、該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には、当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

(1) 子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が 50%超である国内の会社）に関する事項

番号	子会社名 (注 1)	総資産 (注 2)	議決権 保有比率 (注 3)	事業分野 (注 4)	最近 1 年間の売上高 (注 5)	備考 (注 6)
		百万円			百万円	

(注) 1 子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。

2 総資産は、当該子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、当該子会社の総資産が 3000 億円以下である場合には、記載を要しない。

3 議決権保有比率は、小数点以下 2 けたを四捨五入し、小数点以下 1 けたまでを記載すること。なお、保有議決権数は、商法第 211 条の 2 第 4 項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権数を除き、同条第 5 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権数及び金銭又は有価証券の信託に係る株式であって、自己が委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができるもの又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができるものに係る議決権数を含めて計算すること。

4 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（3 けた分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、提出会社の最近 1 年間の売上額が最も多いもの（未営業の場合には、定款上最も重要と考えられるもの）を記載すること。ただし、当該事業分野における提出会社の最近 1 年間の売上額が 600 億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近 1 年間の売上額が 6000 億円以下である場合には、記載を要しない。また、当該子会社の最近 1 年間の総売上額に占める当該事業分野における最近 1 年間の売上額の割合が 25%未満である場合には、記載を要しない。

5 最近 1 年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載

すること。

6 備考欄には、記載する事業分野において、提出会社の全国における市場占拠率（シェア）が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。

(2) 実質子会社（提出会社の議決権保有比率が25%超50%以下であり、かつ、提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無

無 → 記載不要

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名 (注1)	総資産 (注2)	議決権 保有比率 (注3)	総売上額 (注4)
		百万円		百万円

(注) 1 実質子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。

2 総資産については、(1)の注2と同様とする。

3 議決権保有比率については、(1)の注3と同様とする。

4 総売上額は、当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、総売上額が600億円未満である場合には、記載を要しない。なお、未営業の場合は、その旨を記載すること。

様式第6号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

法第11条第1項ただし書の規定による認可申請書

平成 年 月 日

公正取引委員会 様

名 称

代表者の役職 氏名

(代理人の住所 氏名)

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第1項ただし書の規定により、議決権の取得又は保有の認可を受けたいので、昭和28年公正取引委員会規則第1号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

ふりがな			
名称			
事務上の連絡先			
所在地	〒		
担当部署		担当者	
電話番号	- -		

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ふりがな		議決権	<input type="checkbox"/> 10%未満
名称		保 有	<input type="checkbox"/> 10%以上 25%以下
		割 合	<input type="checkbox"/> 25%超 50%以下 <input type="checkbox"/> 50%超

「議決権保有割合」欄の下線部の□にレ印を付した場合は、後掲2(3)及び(4), 5並びに6については記載不要。ただし、株式発行会社が申請会社と他の株式発行会社との共同出資会社である場合は、この限りでない。

2 申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

所在地	〒			
設立年月日	年	月	日	決算の時期 月
主たる事業				
その他の事業				
総資産 (年 月 日現在)	百万円 (現地通貨)			
資本金 (年 月 日現在)	百万円 (現地通貨)			
常時使用する従業員数 (年 月 日現在)	人			

(2) 申請会社が外国会社の場合の記載事項

国籍	設立準拠法
日本国内に支店又は営業所がある場合、その名称及び所在地	

(3) 申請会社を実質的に支配している会社の有無

無

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 名 称	事業分野	総資産 百万円	売上高 百万円	議決権保有割合 %	備考

(4) 申請会社の総株主の議決権の 100 分の 10 を超えて保有する株主 ((3)に該当するものを除く。)

の有無

無

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ふりがな) 氏名又は名称	主たる事業	主たる営業地域	議決権保有割合 %	提出会社との関係

(5) 申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

商品又は役務の種類	年間事業実績(年月期)	営業区域

3 株式発行会社に関する事項

(1) 当該株式発行会社の概要

所在地	〒		設立年月日
			年月日
資本金(年月日現在)	百万円	総資産(年月日現在)	百万円
発行する株式の総数	株	総株主の議決権	議決権
主たる事業			
その他の事業			

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

商品又は役務の種類	年間事業実績・計画(年月期)	営業区域

(3) 申請会社と株式発行会社の関係

申請会社との関係	兼任役員数	株式発行会社の役員の総数
	人	人

(4) その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

4 議決権の取得又は保有に関する事項

(1) 議決権取得・保有の内容に関する事項

日	取得・保有事由	総株主の議決権	取得・保有議決権数	保有割合	株主順位
年月日	申請時点	議決権	議決権	%	位
年月日		議決権	議決権	-	-
年月日	変更後	議決権	議決権	%	位

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

- 該当しない
 該当する → 次の事項を記載すること。

(ふりがな) 他の出資者の名称	他の出資者の 議決権保有割合	他の出資者の 営業種目	共同出資会社を通じた 他の出資者との関係
	%		

(3) 議決権の取得又は保有の経緯・目的・理由

(4) その他保有議決権に関して特記すべき事項

5 申請会社及び株式発行会社の保有議決権に関する事項

(1) 申請会社又は株式発行会社の子会社及び実質子会社の有無

- 無
 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること

(ふりがな) 名 称	事業分野	総資産	売上高	議決権保有割合	備考
		百万円	百万円	%	

(2) 申請会社又は株式発行会社がその総株主の議決権の 100 分の 10 を超えて議決権を保有している会社 ((1)に該当するものを除く。) の有無

無

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる営業地域	議決権保有割合	提出会社との関係
			%	

6 申請会社及び株式発行会社等の市場における地位

(1) 申請会社（申請会社と議決権保有関係がある会社を含む。以下同じ。）と株式発行会社（株式発行会社と議決権保有関係がある会社及び4(2)に記載した共同出資会社を含む。以下同じ。）の間で、同一の営業区域内で同一の商品又は役務について競合する場合

商品又は役務の種類【 】 営業区域【 】

同業者の中において占める地位	申請会社、株式発行会社及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との格差	備 考
第1位		%	—	
第2位				
第3位				
第 位				
第 位				
第 位	提出会社及び株式発行会社の合算			
同業者数（提出会社及び株式発行会社を含む。） 社				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

商品又は役務の種類【		】 営業区域【		
同業者の中に おいて占める 地位	申請会社、株式発行会社 及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との 格差	備 考
第 1 位		%	—	
第 2 位				
第 3 位				
第 位				
第 位				
第 位	提出会社及び株式発行会社の合算			
同業者数（提出会社及び株式発行会社を含む。）		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【				】

(2) 申請会社と株式発行会社の間で、同一の営業区域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる営業区域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア 申請会社

商品又は役務の種類【		】 営業区域【		
同業者の中に おいて占める 地位	申請会社及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との 格差	備 考
第 1 位		%	—	
第 2 位				
第 3 位				
第 位				
同業者数（提出会社を含む。）		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【				】

イ 株式発行会社

商品又は役務の種類【

】 営業区域【

】

同業者の中において占める地位	株式発行会社及び同業者の名称	市場占拠率	第1位との格差	備考
第1位		%	—	
第2位				
第3位				
第位				
同業者数（株式発行会社を含む。）	社			
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等	【			】

7 その他参考となるべき事項

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

(2) 株式発行会社に関する事項の概要

ア 議決権保有割合は該当するものにレ印を付すること。

イ 議決権保有割合については、商法（明治32年法律第48号）第211条の2第4項に規定する種類の株式に係る議決権数を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権数を含めて計算すること。

2 申請会社に関する事項

(1) 申請会社に関する事項

ア 所在地は、1(1)の事務上の連絡先の所在地と同じである場合は省略できる。

イ 総資産は、最終の貸借対照表による資産の合計金額を記載すること。また、資本金、総資産について、百万円未満を切り捨てる。以下同じ。

ウ 資本金及び総資産欄の現地通貨については、外国会社のみ記載すること。

(2) 申請会社が外国会社の場合の記載事項

日本国内の支店、営業所等が複数有る場合は、主たる営業所を1つ記載すればよい。

(3) 申請会社を実質的に支配している会社の有無

ア 申請会社を実質的に支配している会社とは、申請会社の総株主の議決権の100分の50を超えて保有している会社及び申請会社の総株主の議決権の100分の25超100分の50以下を保有し、かつ、

申請会社の筆頭株主となっている（他に同率の会社がある場合を除く。）会社をいう。

イ 該当する□にレ印を付すること。

ウ 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類に準拠するものとする。また、事業分野については、当該会社の属する事業分野のうち、当該会社の最近1年間の売上額が多いもの上位3つを記載すること。ただし、当該事業分野における当該会社の最近1年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。また、当該子会社の最近1年間の総売上額に占める当該事業分野における最近1年間の売上額の割合が25%未満である場合には、記載を要しない。

エ 備考欄には、記載する事業分野のいずれかにおいて、当該会社の全国における市場占拠率（シェア）が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。

(4) 申請会社の総株主の議決権の100分の10を超えて保有する株主 ((3)に該当するものを除く。) の有無

ア 該当する□にレ印を付すること。

イ 主たる事業は、1つの事業について記載すれば足りる。

ウ 申請会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合には、そのすべてを記載すること。

A 当該会社と申請会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。

B 当該会社は、申請会社から商品又は役務の供給を受けている。

C 当該会社は、申請会社に商品又は役務を供給している。

D 当該会社と申請会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 当該会社と申請会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F 当該会社は、申請会社の委託を受けて申請会社の固有の業務に従属する業務を行う。

G AからFまでのいずれにも該当しない（具体的に記載すること。）。

(5) 申請会社の商品又は役務の種類別の我が国における年間事業実績等

営業区域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。以下同じ。

3 株式発行会社に関する事項

(1) 当該株式発行会社の概要

ア 設立日は、株式発行会社が新規に設立される場合は、設立予定日を記入し、予定日である旨記載すること。

イ 総資産は、株式発行会社が新規に設立される場合は、設立時に予定される総資産額を記入し、予定である旨記載すること。

(2) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績又は計画

株式発行会社が既存の会社である場合は年間事業実績を、新設の会社の場合は設立後1年間の事業計画を記載する。

(3) 申請会社と株式発行会社の関係

申請会社との関係は、2(4)に準じて記載すること。株式発行会社が新規に設立される場合は、どのような関係となることが想定されるかについて選択し、記載すること。

(4) その他申請会社と株式発行会社の関係において特記すべき事項

- ア 役員兼任数は本件株式取得後の予定も含めて記入すること。
- イ 役員兼任以外の人的関係（派遣、出向等）、業務に関する提携関係、特別の融資関係がある場合は、その内容を記載すること。また、役員兼任がある場合は、その具体的な内容を記載すること。

4 議決権取得又は保有に関する事項

(1) 議決権取得・保有の内容に関する事項

- ア 申請時点、議決権保有比率変更時（複数にわたる場合はその都度）及び変更後について各事項の記載をすること。
- イ 議決権保有比率変更時の取得・保有事由は、「第三者割当増資」、「〇〇からの株式譲受け」、「市場買い付け」等端的に記載すること。
- ウ 議決権保有比率変更時の総株主の議決権及び取得・保有議決権数は、増加又は減少議決権数を記入すること。

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

- ア 共同出資会社とは、2以上の会社が、共同の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により、共同で設立し、又は取得した（する）会社をいう。
- イ 共同出資会社を通じた他の出資者との関係は、それぞれの出資者との関係について、2(4)ウの選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合には、そのすべてを記載すること。

5 申請会社及び株式発行会社の議決権保有に関する事項

(1) 申請会社又は株式発行会社の子会社及び実質子会社の有無

- ア 子会社とは法第2条第10項及び第9条第4項に規定する会社をいい、実質子会社とは申請会社の議決権保有割合（子会社が保有している分を含む。）が25%超50%以下であり、かつ、申請会社の議決権保有割合が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社をいう。以下同じ。
- イ 本件議決権取得後に株式発行会社が子会社又は実質子会社に該当する場合は、株式発行会社についても記入すること。
- ウ 本件議決権取得後に株式発行会社が申請会社の子会社に該当しない場合は、株式発行会社の子会社又は実質子会社については記載を要しない。
- エ 株式発行会社の子会社及び実質子会社については、名称に下線を付すこと。
- オ 2(3)に準じて記載すること。

(2) 申請会社又は株式発行会社がその総株主の議決権の100分の10を超えて議決権を保有している会社

- ((1)に該当するものを除く。)の有無
- 2(4)に準じて記載すること。

6 申請会社及び株式発行会社等の市場における地位

- (1) 申請会社と株式発行会社の間で、同一の営業区域内で同一の商品又は役務について競合する場合
- ア 申請会社と議決権保有関係がある会社とは、申請会社の総株主の議決権の 100 分の 10 以上を保有する会社、申請会社の議決権保有割合が 10% 以上の会社をいう。
 - イ 株式発行会社と議決権保有関係がある会社とは、株式発行会社の総株主の議決権の 100 分の 10 以上を所有する会社、株式発行会社の議決権保有割合が 10% 以上の会社をいう。ただし、申請会社と議決権保有関係がある会社を除く。
 - ウ 共同出資会社とは、4(2)に記載した他の出資者をいう。ただし、申請会社又は株式発行会社と議決権保有関係にある会社を除く。
 - エ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合には、主要なもの（収益に占める割合が 10% 以上のもの又は同業者の中において占める地位が 3 位以内のもの若しくは市場占拠率が 10% 以上のもの）について比較して記載すること。
 - オ 主要な同業者（申請会社及び株式発行会社以外の同業者をいう。）については、原則として第 3 位まで記載すること。また、項目(1)では、申請会社及び株式発行会社については、順位に関係なく記載すること。
 - カ 市場占拠率については、推定により記載した場合には、「推定」と付記すること。
 - キ 順位については、10 位以下の場合には、「10 位以下」と記載することができる。この場合、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。
 - ク 備考欄には、申請会社若しくは株式発行会社と議決権保有関係がある会社又は共同出資会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。
- (2) 申請会社と株式発行会社の間で、同一の営業区域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる営業区域において同一の商品若しくは役務を供給している場合
- (1)に準じて記載すること。

事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方

平成14年11月12日
公正取引委員会

はじめに

独占禁止法（以下「法」という。）第9条の改正（平成14年11月28日から施行）により、他の国内の会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を取得し、又は所有すること（以下「所有等」という。）により事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化が禁止されることとなる。禁止の要件は法第9条第3項の規定に定められているが、公正取引委員会として本条の規定の運用に当たり、あらかじめその解釈を示すことにより、どのような会社が禁止されるかについての事業者の予測可能性を高め、運用の透明性を確保することが重要であると考え、今般、「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」を作成、公表することとした。

なお、この「考え方」は、平成14年11月28日から適用し、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」（平成9年12月8日 公正取引委員会）は、廃止する。

1 規制対象

(1) 会社グループのとらえ方

ア 事業支配力が過度に集中することとなる会社に該当するか否かの判断に当たっては、「会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社」（法第9条第3項），すなわち，「会社+子会社+実質子会社」を会社グループとしてとらえ、これについて事業支配力が過度に集中することとなるか否かを判断する。

イ 子会社とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（商法（明治32年法律第48号）第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を有する（子会社が保有する分を含む。）他の国内の会社をいう（法第2条第10項及び第9条第4項）。

ウ 実質子会社（「株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社」）とは、会社の議決権保有比率（子会社が保有する分を含む。以下同じ。）が25%超50%以下であり、かつ、会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）他の国内の会社をいう。

(2) 禁止される場合

- ア 他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社を設立する場合
- イ 設立された時点では、事業支配力が過度に集中することとならない会社であったものが、他の国内の会社の株式を所有等することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社になる場合

2 「事業支配力が過度に集中すること」の考え方

(1) 「事業支配力が過度に集中すること」とは、法第9条第3項の規定で定義されているとおり、会社グループの①総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、②資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと、又は③相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

この定義の考え方は、

- ア 会社グループの形態が、

- (ア) 総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと
- (イ) 資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと
- (ウ) 相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること

という要件のいずれかに該当し、

- イ 国民経済に大きな影響を及ぼし、

- ウ 公正かつ自由な競争の促進の妨げとなる

という要件をすべて満たす場合、当該会社は、事業支配力が過度に集中することとなる会社に該当すると定義するものである。

これらの要件を満たし、事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される類型は、次の(2)第1類型から(4)第3類型までのいずれかに該当するものであると解釈することができる。ただし、(5)「事業支配力が過度に集中することとならない会社」の例に挙げられている場合は、この限りでない。

(2) 第1類型

会社グループの規模が大きく(a)、かつ、相当数(b)の主要な事業分野(c)のそれぞれにおいて別々の大規模な会社(d)を有する場合

(a) 会社グループの規模が大きいこと：総資産の額の合計額が15兆円を超えるもの

総資産の額の合計額は、会社グループの総資産を連結して（グループ会社相互間の投資勘定と資本勘定及び債権と債務を相殺消去することをいう。以下同じ。）合計することによって評価する（なお、会社グループ内の金融会社（銀行業、保険業又は証券業を営む会社をいう。以下同じ。）の総資産の額は計算から除く。）。

(b) 相当数：5以上

(c) 主要な事業分野：日本標準産業分類3桁分類のうち、売上高6000億円超の業種

ただし、2桁分類で同一又は類似の業種に属し、参入規制が行われる範囲や事業活動の実態を考慮すると同一の事業内容であると考えられる場合は、同一の事業分野と評価する（別表1参照）。

(d) 大規模な会社：単体総資産の額3000億円超の会社

なお、当該会社の属する事業分野は、当該会社が営む主要な事業が属する事業分野とする。

(3) 第2類型

大規模金融会社(a)と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社(b)以外の大規模な会社(c)を有する場合

(a) 大規模金融会社：単体総資産の額15兆円超である金融会社

(b) 金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社：銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社（法第10条第2項）

(c) 大規模な会社：単体総資産の額3000億円超の会社

(4) 第3類型

相互に関連性のある(a)相当数(b)の主要な事業分野(c)のそれれにおいて別々の有力な会社(d)を有する場合

第3類型に該当するかどうかの判断に当たっては、次の各項目の考え方を基本として、個別具体的に事業分野の規模及び数、事業分野間の関連性の程度、会社の有力性の程度等を総合勘案して判断する。

(a) 相互に関連性のある事業分野

関連性については、個別の事業分野ごとに実際の取引依存度やユーザーの選択状況も参考にしつつ合理的に判断することとするが、例えば、次のような場合には関連性のあるものとして評価する。

① 取引関係

各財・サービスを供給する事業分野間で密接な取引関係のある場合
(例: 製品とその原材料又は製品とその生産設備機器などの関係にある場合 別表2参照)

② 補完・代替関係

ユーザーが両方の財・サービスを結合して消費し又は選択的に利用するなど、ユーザーからみて、各事業分野の提供する財・サービスが補完・代替関係にある場合(別表3参照)

(b) 相当数: 5以上(規模が極めて大きい事業分野に属する有力な会社を有する場合は、会社の有力性の程度により3以上)(注)

(c) 主要な事業分野: 日本標準産業分類3桁分類のうち、売上高6000億円超の業種

ただし、2桁分類で同一又は類似の業種に属し、参入規制が行われる範囲や事業活動の実態を考慮すると同一の事業内容であると考えられる場合は、同一の事業分野と評価する(別表1参照)。

(d) 有力な会社: 当該事業分野における売上高のシェアが10%以上の会社をいう。

(注) 同一の事業分野に属する複数の会社を有する会社グループが形成されている場合がある。このような事業分野に属する会社の有力性の程度を判断するに当たっては、個々の会社の当該事業分野におけるシェア、売上高順位等の状況のほか、同一の会社グループ内の当該事業分野に属する複数の会社全体のそれらの状況も併せて勘案することとする。

(5) 「事業支配力が過度に集中することとならない会社」の例

ア 分社化の場合

自社が現に営む事業部門を子会社化し、かつ、当該子会社の株式を100%取得する場合(設立当初から100%所有を継続している場合に限る。)

イ ベンチャー・キャピタルの場合

会社が、証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第14項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行する株式会社のうち、資本の額が5億円以下のものであって、前事業年度において試験研究費及び法人税施行令(昭和40年政令第97号)第14条第1項第5号に規定する開発費の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は法人税

法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額）に対する割合が3%を超えるもの又は設立の日以後1年を経過していないものであって、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であるものに対する出資を業務とするようなベンチャー・キャピタルである場合

ウ 金融会社の異業態参入の場合

金融会社が異業態の金融会社を新規に設立することによって参入する場合

エ 小規模の場合

会社と子会社の総資産を連結して合計した額が6000億円以下である場合

3 会社に対する独占禁止法の他の規定の適用

2の考え方により「事業支配力が過度に集中することとなる会社」に該当しない会社についても、株式所有等に係る法第10条の規定は適用され、個別市場における競争を実質的に制限することとなる等の株式所有等は法第10条の規定により禁止される。また、会社が、合併する場合には法第15条の規定が、分割する場合には法第15条の2の規定が、それぞれ適用され、個別市場における競争を実質的に制限することとなる場合等は禁止される。

4 事前相談について

具体的な会社の設立等の計画について、事業者から独占禁止法第9条に関する問題の有無について照会がある場合は、公正取引委員会は、この「考え方」に基づき回答することとする。

この会社の設立等に係る事前相談の内容及び回答については、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その概要を公表するものとする。

(別表1) 同一の事業分野と評価される事業分野の例

- 紙製品製造業(184)、紙製容器製造業(185)、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業(189)
- 電子計算機・同附属装置製造業(305)と電子部品・デバイス製造業(308)
- 国内電気通信業(有線放送電話業を除く)(471)と国際電気通信業(472)
(()内の数字は日本標準産業分類(平成5年総務庁告示第60号)の分類番号。別表2及び別表3において同じ。)

(別表2) 取引関係があり、相互に関連性があると評価できる事業分野の例

- 一般土木建築工事業（091）と
 - セメント・同製品製造業（252）
 - 高炉による製鉄業（261）
 - 建物壳買業、土地壳買業（701）
 - 各種商品卸売業（481）
 - 一般産業用機械・装置製造業（297）
 - 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業（298）
 - 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）（284）
- 自動車・同附属品製造業（311）と
 - 高炉による製鉄業（261）
 - 電子部品・デバイス製造業（308）
 - タイヤ・チューブ製造業（231）
 - プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業（221）
 - ガラス・同製品製造業（251）
 - 各種商品卸売業（481）
- 船舶製造・修理業、舶用機関製造業（314）と外航海運業（421）
- 電気業（351）と石油精製業（211）
- 銀行（622）、証券業（681）、生命保険業（691）、クレジットカード業・割賦金融業（663）、貸金業（661）、損害保険業（692）

(別表3) 補完・代替関係にあり、相互に関連性があると評価できる事業分野の例

- 国内電気通信業（有線放送電話業を除く）（471）と通信機械器具・同関連機械器具製造業（304）
- 銀行（622）、証券業（681）、生命保険業（691）、クレジットカード業・割賦金融業（663）、貸金業（661）、損害保険業（692）
- 映画館（761）と映画、ビデオ制作・配給業（801）
- ソフトウェア業（821）と電子計算機・同附属装置製造業（305）
- 広告代理業（831）と新聞業（191）・民間放送業（有線放送業を除く）（812）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める会社を定める規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める会社は、次の各号に掲げる株式を取得し、又は所有する会社の区分に従い当該各号に掲げる会社とするほか、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百号）第二条第三項に規定する特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）とする。

- | | |
|------------|-----------------------------------------------|
| 一 銀行業を営む会社 | 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第三号、第八号及び第十号に掲げる会社 |
| 二 保険業を営む会社 | 保険業法（平成七年法律第一百五号）第一百六条第一項第五号、第九号及び第十一号に掲げる会社 |

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十七号）の施行の日（平成十四年

年十一月二十八日）から施行する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一條第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則

一　国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合は、次に掲げる場合とする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一條第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合は、次に掲げる場合とする。

二　他の国内の会社が発行した議決権を使用することができるいかなる事項についても議決権がないものとされた種類の株式であつて、議決権があるものとされることとなる場合が定められているものに係る議決権を取得したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に

係る議決権の割合が増加した場合（当該会社の議決権を保有する銀行業又は保険業を営む会社の意思によらない事象の発生により議決権を取得した場合に限る。）

三　他の国内の会社が発行した株式の転換が行われたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合（当該会社の議決権を保有する銀行業又は保険業を営む会社の請求による場合を除く。）

四　他の国内の会社が発行した株式につき一単元の株式の数に満たない数の株式の数が増加したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合（当該会社が発行した株式の相続等当該会社又は当該会社の議決権を保有する銀行業若しくは保険業を営む会社の意思によらない事象の発生により一単元の株式の数に満たない数の株式の数が増加した場合に限る。）

五　他の国内の会社が自己の株式の消却、併合又は分割を行つたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合

成平の
十成確この
四十保の規則は、
年に関する規則は、
四年法律第
一年法律第
一月二十八日
二十九日
から施行す
る。 (平)
六
利の内
容又は一
単元の株
式の数を変
更したこと
により、その
総株主の議
決権に占め
る所有する
株式に係る
議決権の割
合が増加し
た場合

独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方

平成14年11月12日
公正取引委員会

銀行業又は保険業を営む会社（以下「銀行又は保険会社」という。）による他の国内の会社（独占禁止法（以下「法」という。）第10条第2項ただし書に規定する「他の国内の会社」をいう。以下同じ。）の議決権の取得又は保有（以下「保有等」という。）については、銀行又は保険会社による事業支配力の過度の集中等を防止し、公正かつ自由な競争を促進する観点から、法第11条により、その総株主の議決権の5%（保険会社の場合は10%。以下同じ。）を超えて保有等することが禁止されている（同条第1項）。

他方、銀行又は保険会社は、事業の性格上又は債権保全の一環として、このような制限を超えて議決権を保有等する必要があり、かつ、事業支配力の過度の集中等をもたらすおそれのないような場合も考えられることから、法第11条第1項第1号から第6号に規定されている特定の場合及び同項ただし書の規定によりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合は、例外的に5%を超えて議決権を保有等できることとされている。

また、法第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に該当する議決権の保有等については、1年を超えて保有しようとするときは、同条第2項の規定によりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない（注1）。

法第11条第1項及び第2項の規定による公正取引委員会の認可についての考え方は以下のとおりである。

なお、この「考え方」は、平成14年11月28日から適用し、「独占禁止法第11条の規定による金融会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（平成14年3月26日 公正取引委員会）は、廃止する。

（注1）法第11条第1項第3号の場合にあっては、委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。以下同じ。

第1 法第11条第1項ただし書の規定による認可

- 1 銀行又は保険会社が他の銀行又は保険会社と合併等することにより他の国内の会社の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することとなる場合には、原則として、合併等の期日までに5%を超える部分の議決権を処分しなければならない。ただし、以下の(1)から(3)のいずれかに当たる場合に

は、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限（注2）を付して認可することとする。

- (1) 認可を申請する銀行又は保険会社（以下「申請会社」という。）により総株主の議決権の5%超の議決権を保有等されることとなる他の国内の会社（以下「株式発行会社」という。）の業績が不振であり、申請会社が株式発行会社の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することが、株式発行会社の信用を維持するために必要であると認められる場合（株式発行会社が清算中又は清算予定である場合を含む。）
- (2) 申請会社は、その保有等する株式発行会社の議決権のうち5%を超える部分に相当する株式を市場で売却することとしているが、超過額が大きく、市場での売却に相当の期間を要すると考えられる場合
- (3) 株式発行会社の株式が上場されていない等株式発行会社側の状況により、申請会社がその保有等する株式発行会社の議決権のうち5%を超える部分に相当する株式を市場で売却することが困難であり、相対で株式を売却しなければならない場合であって、超過額が大きく、売却に相当の期間を要すると考えられる場合（条例等により株式の譲渡制限がある場合を含む。）

（注2）一定の期限については、上記(1)から(3)等の個別の事項を考慮して検討するが、この期限までの期間は5年を限度とし、この期間が1年を超える場合には、原則として中間期まで（中間期までの期間が1年以下の場合は1年内）にその保有等する株式発行会社の議決権のうち5%を超える部分の2分の1以上に相当する株式を処分するものとする。

2 上記1に該当しない申請については、次の点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとする。

- (1) 申請会社による議決権の保有等の必要性
- (2) 当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度
- (3) 株式発行会社の属する市場における競争への影響

第2 法第11条第2項の規定による認可

1 法第11条第2項の規定による認可は、同条第1項の適用除外議決権のうち、同項第1号から第3号まで及び第6号に該当する議決権の保有等であって、申請会社が当該議決権につき1年を超えて保有等しようとする場合になされるものであり、具体的には次の株式の取得又は所有（以下「所有等」

という。)に係る議決権の保有等が対象となる。

- (1) 担保権の行使による株式の所有等(第1号)
- (2) 代物弁済の受領による株式の所有等(第1号)
- (3) 自己の株式の取得(第2号)
- (4) 信託財産としての株式の所有等(第3号)
- (5) 他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合(第6号)

2 信託財産については、委託者又は受益者の利益のために管理されており、また、信託勘定と銀行勘定の分別管理が義務付けられていることから、申請会社が信託財産として株式を所有等することにより、議決権を保有等する場合(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)であって、次の(1)から(4)のすべてに当たるものは、一定の期限(注3)を付して認可することとする。

- (1) 株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式を除く株式に係る保有等する議決権の割合が5%以下であること。
 - (2) 株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができるもの及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができるものを除く。(3)において同じ。)に係る議決権を含む保有等する議決権の割合が10%以下であること。
 - (3) 株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式に係る議決権の増加割合が年1%以下であること。
 - (4) 信託財産として所有等した株式について、銀行勘定とは別個に管理し、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること。
- (注3) 一定の期限については、所有等した株式の資産運用の目的、状況等の個別の事項を考慮して検討することとなるが、原則として5年以内の期限を付して認可を行うこととする。

3 債務の株式化に係る議決権の保有等については、「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方(平成14年月日公正取引委員会)」による。

(注4) 会社更生法の規定に基づく更生計画の定めによる株式の取得に係る議決権の保有等についても、同様である。

4 上記 2 又は 3 に該当しない申請については、次の点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとする。

- (1) 当該議決権に係る株式の処分が困難であることの理由
- (2) 当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度
- (3) 株式発行会社の属する市場における競争への影響

5 なお、法第 11 条第 2 項の規定による認可のうち、同条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に係るものについては、「速やかに処分することを条件としなければならない」(同項後段) とされていることから、原則として 1 年以内の期限を付して認可を行うこととする。

債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方

平成14年11月12日
公正取引委員会

1 債務の株式化により、銀行業又は保険業を営む会社（以下「銀行又は保険会社」という。）が他の国内の会社（独占禁止法（以下「法」という。）第10条第2項ただし書で規定する「他の国内の会社」をいう。以下同じ。）の議決権を取得するに際して、当該会社の総株主の議決権の5%（保険会社の場合は10%。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合については、法第11条第1項第6号及び同条第2項の規定により、当該会社の総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

債務の株式化に係る法第11条第2項の規定による公正取引委員会の認可についての考え方は以下のとおりである。

なお、この「考え方」は、平成14年11月28日から適用し、「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」（平成11年10月1日 公正取引委員会）は、廃止する。

(注1) 「債務の株式化」とは、他の国内の会社が、銀行又は保険会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき、当該他の国内の会社の債務を消滅させるために行う株式の発行又は自己の株式の移転であって、銀行又は保険会社が当該株式を取得することによって相当の期間内に当該他の国内の会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものという（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第1項第6号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則（平成14年公正取引委員会規則第8号）第1号に該当）。

(注2) 会社更生法の規定に基づく更生計画の定めによって他の国内の会社の株式を取得する場合には、その取得は、法第11条の規定の適用については、代物弁済とみなされ、当該株式に係る議決権を総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、法第11条第2項の規定により、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合の認可については、この「考え方」を適用する。

- 2 公正取引委員会は、銀行又は保険会社が、債務の株式化により、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しないものであれば、法第11条第2項の規定により認可を行うこととする。
- (1) 事業支配力が過度に集中することとなる場合
(2) 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 3 法第11条第1項第6号の場合に係る同条第2項の規定に基づく認可については、銀行又は保険会社が「当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない」と規定されているが、債務の株式化に係る認可の場合には、これは「当該議決権を遅くとも合理的な経営改善のための計画の終了後速やかに処分することを条件としなければならない」との趣旨であるとする。
- 4 認可の期間が1年を超える場合には、認可を受けた銀行又は保険会社が各事業年度終了後速やかに当該計画の進ちょく状況等について公正取引委員会に報告することとする。
- (注3) 当該計画が早期に達成され、認可期間中に上記2(1)又は(2)に該当することとなるなど、認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、公正取引委員会は、法第66条第1項の規定に基づいて、認可を取り消し、又は変更することができる。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十六条第一項に規定する審判手続に関する規則

(趣旨)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第六十六条第一項に規定する審判手続に関する規則は、同法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(審判手続の開始)

第二条 公正取引委員会（以下「委員会」という。）は、法第六十六条第一項の規定に基づき、法第十一条第一項又は第二項の認可の取消し又は変更（以下「処分」という。）を行うために審判手続を開始するときは、その旨、処分の内容及び理由並びに審判期日を記載した書面を当該処分を命じようとする者（以下「被審人」という。）に送達しなければならない。

2 被審人は、委員会の定める期日までに、当該処分に対する意見を記載した答弁書を委員会に提出しなければならない。

3 審判の期日は、第一項の通知を発した日から二週間後これを定めなければならない。ただし、被審人の同意を得たときは、この限りでない。

(審判官)

第三条 委員会は、第二条第一項の規定により通知した後、公正取引委員会事務総局の審判官をして、審判手続（審決を除く。）を行わせることができる。ただし、当該処分について審判立会官

の職務を行つたことのある者その他該認可に係る事務に関与したことのある者については、この限りでない。

2 審判官は、審判期日を定め、その他法第八章第二節及びこの規則の規定により委員会が行うものとされている審判の指揮に係る行為をすることができる。

(審判官の行う審判)

第四条 委員会は、審判官に審判手続を行わせようとするときは、当該事件担当の審判官を指定し、かつ、その氏名を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2 審判官に行わせる審判手続の範囲を限定するときは、前項に加えて、審判官に審判手続を行わせる範囲についても被審人又はその代理人に通知しなければならない。

3 第一項の場合において、複数の審判官をもつて構成する合議体に審判手続を行わせるときは、その審判官のうち一人を審判手続を主宰する者として審判長に指定し、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

(被審人及び特別代理人)

第五条 被審人は、審判に際して、当該処分が不当である理由を述べ、これを立証する資料を提出し、その他必要な行為をすることができる。

2 被審人は、弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができます。

(審判立会官)

第六条 審判には、委員会が公正取引委員会事務総局経済取引局

の職員のうちから指定した審判立会官が立ち会うものとする。

- 2 審判立会官は、審判に際して、処分の理由を述べ、これを立証する資料を提出し、その他必要な行為をすることができる。

(関係人の参加)

- 第七条 委員会は、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果について関係のある第三者を審判手続に参加させることができる。ただし、あらかじめ審判立会官、被審人及び当該第三者の意見を聞くものとする。

(被審人等の不出頭)

- 第八条 委員会又は審判官は、被審人又はその代理人が、正当な理由がなくて、審判期日に出頭しないときにおいても、審判を行ふことができる。

(冒頭手続)

- 第九条 審判立会官は、審判手続の始めに、当該処分の内容及び理由を陳述する。

- 2 被審人又はその代理人は、前項に基づく審判立会官の陳述が終わった後、答弁書に基づき、意見を陳述することができる。

(陳述の依頼)

- 第十条 委員会又は審判官は、必要があると認めるときは、学識経験者又は関係行政庁若しくは公共的な団体の職員に対し、審判に際して意見を陳述することを求めることができる。

- 2 被審人及び審判立会官は、委員会又は審判官が前項の規定により審判期日における陳述を依頼した者に対し必要な質問をすることができる。

(準用)

第十一條 審判期日の決定、証拠調べの手続、審判調書の作成そ

の他審判の進行に関する事項については、この審判手続の性質に反しない限度において、公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（平成十三年公正取引委員会規則第八号）第二十八条（第一回審判期日の変更等）、第四章（審判手続）、第九十二条（文書のファクシミリによる提出）及び第九十三条（更正決定）の規定を準用する。

(審判官の審判手続の結果の報告)

- 第十二条 審判官は、最終意見の陳述が終わった後、速やかに、被審人及び審判立会官の事実上及び法律上の主張を整理した結果並びに各争点に対する審判官の判断について、審決の案とともに委員会に報告しなければならない。

(審決書)

- 第十三条 審決書には、主文及び理由を記載しなければならない。

- 2 審決書の謄本は、被審人又はその代理人にこれを送達するものとする。

(審判調書等の閲覧及び謄写)

- 第十四条 利害関係人は、委員会に対し、審判手続が開始された後、審判に際して提出される資料及び審判調書の閲覧又は謄写を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

参 照 条 文

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第七十四号）（抄）

（注）この条文は、今回の改正後のものである。

第九条 他の国内の会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない。

② 会社（外国会社を含む。以下同じ。）は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中することとなる会社となつてはならない。

③ 前二項において「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

④ 会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなして、この条の規定を適用する。

⑤ 次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものと公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それと当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円

二 銀行業、保険業又は証券業を営む会社（持株会社を除く。） 八兆円

三 前二号に掲げる会社以外の会社 二兆円

⑥ 新たに設立された会社は、当該会社がその設立時において前項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第十条 (略)

② 会社であつて、その総資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が二十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるか、かつ、当該会社並びに当該会社の子会社及び当該会社の総株主の議決権の過半数を有する国内の会社の総資産の額を合計した額（以下「総資産合計額」という。）が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式所有会社」という。）は、他の国内の会社であつてその総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この項において「株式発行会社」という。）の株式を取得し、又は所有する場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）において、株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合が、百分の十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値）を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その超えることとなつた日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、株式発行会社の発行済の株式の全部をその設立と同時に取得する場合、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）の株式を取得し、又は所有する場合及び証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合は、この限りでない。

③ (略)

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- 二 他の国内の会社が自己の株式の取得を行つたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合
- 三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- 四 中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下この号において「有限責任

組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有したこととなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有したこととなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

② 前項第一号から第三号まで及び第六号の場合（同項第三号の場合にあつては、委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。）において、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有したこととなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可是、同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

③・④ （略）

第六十六条 公正取引委員会は、前条第一項に掲げる認可について、その認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、審判手続を経て、審決をもつてこれを取り消し、又は変更することができる。

② （略）